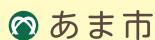
## 第2次 あま市男女共同参画プラン

いろいろな 私でいい あなたでいい みんなが笑顔で活きるまち



令和4(2022)年3月



### いろいろな 私でいい あなたでいい みんなが笑顔で活きるまち

── "いま、男女共同参画社会は実現しているでしょうか""なぜ、実現しなければならないのでしょうか"私たちは固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを

持っており、女性の政治経済分野への参画や男性の家庭への 参画は遅れています。頻発する大規模災害や新たな感染症の 脅威など、社会情勢が大きく変化するなか、私たちが安心し



て豊かに暮らし続けていくためには、すべての市民が性別にかかわりなく個性と能力 を発揮して、生涯あらゆる場面で活躍できる、多様性に富んだ社会を実現することが 必要です。

本市では、平成 24 (2012) 年に「あま市男女共同参画推進条例」に基づいて「あま市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現やDV(ドメスティック・バイオレンス)の防止、女性の活躍推進に向けて様々な施策に取り組んでまいりました。

このたび、これまでの成果と課題を踏まえつつ、社会情勢の変化や新たな課題に対 応するため、「第2次あま市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

これからは本計画に基づき、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において、市 民の皆様一人ひとりが互いの個性と多様な生き方を認め、安心して豊かに暮らし続け ていけるまちづくりを市民の皆様とともに進めてまいります。皆様のご理解とご協力 をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました、あま市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

令和4 (2022) 年3月

あま市長 村上 浩司

### 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 第1次計画(改訂版)の検証	6
第2章 計画の基本的な考え方	11
1 計画の目標像と基本理念	11
2 計画の基本目標	12
3 計画の体系	14
第3章 基本計画	15
基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革	15
基本方針1 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発	15
基本方針2 子どもにとっての男女共同参画	19
基本方針3 男女平等意識を育てる教育・学習の充実	22
基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進(あま市女性活躍推進計画)	27
基本方針4 政策決定過程への女性の参画の拡大	27
基本方針5 様々な分野における男女共同参画の拡大	30
基本方針6 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組	32
基本方針7 誰もが働きやすい職場環境づくり	37
基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進	40
基本方針8 高齢者、障がいのある人、外国人市民等への支援	40
基本方針9 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援	48
基本方針10 生涯を通じた女性のこころとからだの健康支援	51
基本方針11 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	54
基本目標4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり(あま市DV防止基本計画).	56
基本方針12 暴力の根絶に向けた意識啓発	56
基本方針13 犯罪防止に配慮した環境整備	
基本方針14 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実	
数值日標	62

第4章	章 計画の推進	63
1	庁内における計画推進体制の充実	63
2	市(行政)、市民、事業者等との連携	63
3	計画推進のための進行管理と評価	63
資料網	編	65
1	市民ワークショップ結果概要	65
2	男女共同参画をめぐる動き	67
3	関連法規等	73
	男女共同参画社会基本法	73
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	79
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	102
	日本国憲法(抜粋)	112
	あま市男女共同参画推進条例	113
4	「第2次あま市男女共同参画プラン」の策定体制	116
5	用語集	121

※本計画書に記載されている担当課は、今後の庁内組織改編に伴い変更される場合があります。

### 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

我が国においては、昭和60(1985)年に国連の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤 廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の批准を受け、女性に関する政策・取組を進める中で、 平成11(1999)年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会を「男 女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参 画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受す ることができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、「男女共同参画社会の実現を二十 一世紀の我が国の社会を決定する最重要課題」と位置付けました。

男女共同参画社会基本法に基づき、平成 12(2000)年 12 月に「男女共同参画基本計画」 を閣議決定しました。以降、時代の変化とともに計画が見直され、令和2(2020)年 12 月 には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されています。

平成 27 (2015) 年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」を始め、法制度の整備により社会全体で女性の活躍に向けた動きは拡大したものの、女性の政治経済分野における政策・方針決定過程への参画や、男性の家庭への参画は遅れています。固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が日本社会全体に残っており、男女共同参画に関する取組の進展がいまだに十分ではありません。

近年では、セクシュアル・ハラスメントや性暴力など、女性に対する暴力に関する問題への対策の一層の充実を求める声が高まっており、我が国では令和元(2019)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」が改正されています。さらには、令和2(2020)年から続いている新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなっています。

本市では、平成 24 (2012) 年に男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方を示す「あま市男女共同参画推進条例」を制定し、この条例に基づいて「あま市男女共同参画プラン」を策定、平成 29 (2017) 年に計画の見直しをしながら男女共同参画やDV防止、女性の活躍推進に向けた施策を総合的に推進してきました。令和3 (2021) 年度末で「あま市男女共同参画プラン」の計画期間が終了することから、近年の社会情勢を踏まえて、より効果的な施策に取り組むため、「第2次あま市男女共同参画プラン」を策定します。

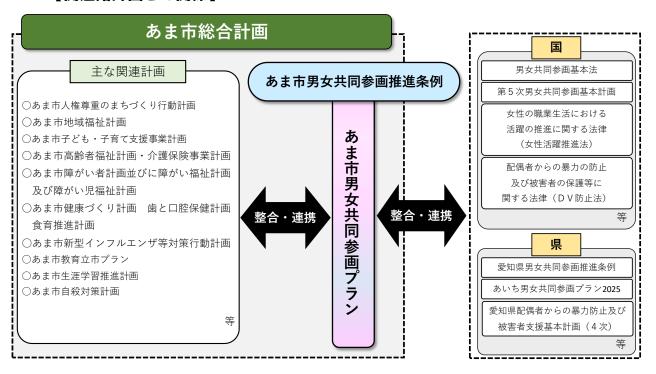
### 2 計画の性格

### (1)計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、本市における男女共同参画社会の実現を促進する施策についての基本計画です。また、「あま市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく基本計画です。

本計画内において、「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」及び「DV 防止法」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」も併せて策定します。

### 【関連諸計画との関係】



### (2)計画の期間

本計画は、令和4(2022)年度を初年度とし、令和13(2031)年度を目標年度とする、10年計画として策定します。

年度	(2018) 年度	(2019) 年度	(2020) 年度	(2021) 年度	(2022) 年度	(2023) 年度	(2024) 年度	(2025) 年度	(2026) 年度	(2027) 年度	(2028) 年度	(2029) 年度	(2030) 年度	年度
II.	<sup>あま市男女共同参画プラン</sup> 第2次あま市男女共同参画プラン													
			<b>i</b> プラン				第2》	欠あま	市男女	共同《	参画プ <sup>・</sup>	ラン		

### (3)計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内の現状を踏まえた上で、多様な視点から意向を幅広く 反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行いました。

### 1 計画策定の体制

本計画の策定体制は、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、本市の男女共同参画の推進に関する必要事項について総合的に審議する機関であり、関係団体、人権 擁護委員などから構成される「あま市男女共同参画審議会」において審議を行いました。

また、庁内においては「あま市人権施策推進本部」を設置し、本計画における具体的な男女共同参画の推進に関する施策を検討しました。

### ② 男女共同参画に関する現状・意向の把握

「あま市男女共同参画プラン」に基づき実施している男女共同参画社会の実現に向けた施策の効果に対する検証や、市の現状、市民の人権に対する意識や意向を把握するために、令和2(2020)年度に「あま市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

また、男女共同参画に関する現状・課題や取組に関する意見交換を行うことを目的に、 市民参加型のワークショップを実施しました。

### 【あま市男女共同参画に関する市民意識調査概要】

調査対象	あま市在住の 20 歳以上の市民から無作為抽出
調査期間	令和2(2020)年8月17日(月)から 令和2(2020)年8月28日(金)まで
調査方法	郵送による配布・回収
配布数	3,000 通
有効回答数	1,146 通
有効回答率	38.2%

### 【市民ワークショップ概要】

●参加者:15名

●内容:3グループに分かれ、グループごとにテーマについてワークショップを行い

ました。

開催日	テーマ
第1回	「男女共同参画」について
令和3(2021)年7月21日(水)	「男女共同参画社会の実現した姿」について
第2回	あま市における男女共同参画社会実現に向け
令和3(2021)年8月19日(木)	た課題について
第3回	あま市における男女共同参画社会実現に向け
令和3(2021)年10月12日(火)	た課題に対する解決策について

※市民ワークショップで出た主な意見については、資料編に掲載

### ③ パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要であることから、パブリックコメントの実施を通じて、広く市民の意見を集め、計画への反映に努めました。

辛日苗佳知問	令和4(2022)年1月6日(木)から
意見募集期間	令和4(2022)年2月4日(金)まで

### 【市民ワークショップの様子】



### (4)計画におけるSDGSの取組

平成27(2015)年、国連において「SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。

同アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたっており、SDGsの17の目標の中で、ゴール5として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が位置づけられています。

「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とし、あらゆるレベルでの意思決定において女性と男性が同等の機会を享受するべきこと、国・地域・グローバルのそれぞれでジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する組織への支援を強化すること、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を撤廃することなどがターゲットとして掲げられています。

本計画においては、SDGs の考え方を意識し、すべての取組は、SDGs の達成につながっていくという認識のもと、着実に計画を推進していきます。

### SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT





15 陸の豊かさも

**3** すべての人に 健康と福祉を





4 質の高い教育を みんなに













### 3 第1次計画(改訂版)の検証

### (1)数値目標の評価

第1次計画(改訂版)で掲げた数値目標について、令和3(2021)年度の達成状況は以下のとおりです。

### 基本目標1 男女共同参画の理解の促進

基本目標1の評価指標について、達成できた項目は「【市民意識の変化】「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」人の割合」のみであり、目標値53.0%に対して令和2(2020)年度に実施した市民意識調査では56.4%となっています。

目標未達成の項目のうち、「【市民意識の変化】日常的な仕事(家事)をしない男性の割合(「主に女性が行う」と回答した人の割合)」の「子どもの世話」について、目標値は 10.0% だったのに対し、令和2(2020)年度に実施した市民意識調査では 33.3%と、第1次計画改訂版策定時の 37.3%から大きく変化していない状況となっています。

評価指標	Ž	第1次計画 改訂版策定時	目標値	令和3(2021)年度 実績
男女共同参画講演会の参	加者数	230 人 平成 26(2014)年度	400人	397人
【市民意識の変化】 「男は仕事、女は家庭」 ついて「そう思わない」		44.2% 平成 27(2015)年度	53.0%	56.4% 令和2(2020)年度
【市民意識の変化】 日常的な仕事(家事)を しない男性の割合	食事のしたく	61.3% 平成 27(2015)年度	38.0%	49.7% 令和2(2020)年度
(「主に女性が行う」と 回答した人の割合)	子どもの世話	37.3%	10.0%	33.3% 令和2(2020)年度
こんにちは赤ちゃん訪問	実施割合	88.4 平成 27(2015)年度	100.0%	94.3% 令和2(2020)年度
【市民意識の変化】 「自分の周りで子どもるのではないか」と思った 割合		13.5% 平成 27(2015)年度	0.0%	*

※令和2(2020)年度の市民意識調査の項目から削除 【参考】児童虐待の早期発見と未然防止のための施策数

H24:6 H28:6 R2:8 (教育相談センター設置、いじめ問題への対策強化等)

### 基本目標2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

基本目標2の評価指標について、達成できた項目はありませんでした。

「幼児期家庭教育講座の定員に対する参加者率」や「人権教育講演会の参加者数」については、新型コロナウイルス感染症の影響で講座や講演会が当初の予定通りの開催ができなかったことが影響しています。

市民意識調査の変化について、令和2(2020)年度の市民意識調査の結果はいずれの項目も第1次計画改定版策定時から大きく変化しておらず、取組の一層の強化が必要となります。

評価指標	第1次計画 改訂版策定時	目標値	令和3(2021)年度 実績
幼児期家庭教育講座の定員に対する 参加者率	100.0% 平成 27(2015)年度	100.0%	74.5%
【市民意識の変化】 家庭生活において「男女の地位が平等で ある」と思う人の割合	32.8% 平成 27(2015)年度	41.0%	33.5% 令和2(2020)年度
人権教育講演会の参加者数	800 人 平成 27(2015)年度	800人	308人
【市民意識の変化】 学校教育の場において「男女の地位が平 等である」と思う人の割合	61.2% 平成 27(2015)年度	71.0%	61.7% 令和2(2020)年度
【市民意識の変化】 地域社会において「男女の地位が平等で ある」と思う人の割合	33.7% 平成 27(2015)年度	42.0%	34.3% 令和2(2020)年度

### 基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進(あま市女性活躍推進計画)

基本目標3の評価指標について、達成できた項目は「1歳未満の低年齢児保育が実施可能な保育園数」、「延長保育実施保育園数」、「保育所等利用待機児童数」となっています。引き続き、子育て支援の施策・取組の充実に努めます。

目標未達成の項目のうち、「審議会、委員会への女性登用率」、「一般行政職の女性管理職 比率」については、第1次計画改訂版策定時に比べて割合が上昇しており、今後も継続し て取り組んでいく必要があります。

一方、「あま市女性消防クラブ員数」について、令和3(2021)年度では19人と第1次計画策定時よりも減少しており、女性クラブ員の確保方策等取組内容の見直しを行い、改善していく必要があります。

評価指標	第1次計画 改訂版策定時	目標値	令和3(2021)年度 実績
審議会、委員会への女性登用率	21.0% 平成 28(2016)年度	30.0%	27.5%
一般行政職の女性管理職比率	15.2% 平成 28(2016)年度	20.0%	18.2% 令和2(2020)年度

評価指標	第1次計画 改訂版策定時	目標値	令和3(2021)年度 実績
あま市女性消防クラブ員数	25 人 平成 28(2016)年度	100人	19人
【市民意識の変化】 女性の人権上の問題として「職場における差別待遇」と思う人の割合	46.5% 平成 27(2015)年度	36.0%	47.2%
【市民意識の変化】 女性の人権上の問題として「結婚・出産 などにより女性が仕事を続けにくい社 会環境」と思う人の割合	61.4% 平成 27(2015)年度	46.0%	56.0%
1 歳未満の低年齢児保育が実施可能な 保育園数	12 施設 平成 27(2015)年度	12 施設	12 施設
延長保育実施保育園数	12 施設 平成 27(2015)年度	12 施設	12 施設
保育所等利用待機児童数	〇人 平成 27(2015)年度	0人	0人
介護予防教室の開催数 (一般介護予防事業)	277 回 平成 27(2015)年度	300 🗆	36 回* 令和2(2020)年度
介護予防教室の参加者数 (一般介護予防事業)	3,945 人 平成 27(2015)年度	4,200人	230 人** 令和2(2020)年度

<sup>※</sup>新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されたため一時事業を中止したこと、従来介護 予防事業としていた「いきいき体操」を成人保健事業に移行したことにより実績が減少

### 基本目標4 様々な困難を抱える人々への支援

基本目標4の評価指標について、達成できた項目は「母子家庭等就業相談回数」のみとなっています。

目標未達成の項目のうち、「【市民意識の変化】人権相談事業の実施を知っている人の割合」については、令和2(2020)年度の市民意識調査の結果は 4.5%と、第1次計画改訂版策定時の 7.4%からさらに低下しており、人権相談事業の周知・広報活動の強化が必要です。

評価指標	第1次計画 改訂版策定時	目標値	令和3(2021)年度 実績
自ら働き、経済的に自活している高齢者 の比率(あま市総合計画)	85.7% 平成 27(2015)年度	88.0%	82.6%
母子家庭等就業相談回数	随時開催 平成 27(2015)年度	随時開催	随時開催
【市民意識の変化】 地域間交流や国際交流への取り組みが 満足と思う割合(あま市総合計画)	70.7% 平成 27(2015)年度	80.0%	77.4%
【市民意識の変化】 人権相談事業の実施を知っている人の 割合	7.4% 平成 27(2015)年度	17.0%	4.5% 令和2(2020)年度

### 基本目標5 生涯を通じた健康支援

基本目標5の評価指標について、達成できた項目はありませんでした。

特定健康診査受診率については、令和2(2020)年度時点で42.8%と第1次計画改訂版策定時に比べて上昇しているものの、目標には届いていないため、引き続き受診勧奨に努める必要があります。

マタニティ教室については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の影響 で、一時的に事業を中止したことにより、目標を達成できませんでした。

子宮がん検診、乳がん検診については、平成 29 (2017) 年度より、対象者数が厚生労働省方式から全住民に変更になったため、受診率が大きく変動しています。

評価指標		第1次計画 改訂版策定時	目標値	令和3(2021)年度 実績
特定健康診査受診率		38.9% 平成 27(2015)年度	60.0%	42.8% 令和2(2020)年度
コムニニ、物気の参加変	母親	17.9% 平成 27(2015)年度	25.0%	15.6% 令和2(2020)年度
マタニティ教室の参加率	父親	10.1% 平成 27(2015)年度	12.0%	9.7% 令和2(2020)年度
子宮がん検診受診率		20.0% 平成 26(2014)年度	50.0%	8.6% 令和2(2020)年度
乳がん検診受診率		24.0% 平成 26(2014)年度	50.0%	9.3% 令和2(2020)年度

### 基本目標6 暴力の根絶のための基盤づくり(あま市DV防止基本計画)

基本目標6の評価指標について、「あま市における1年間あたりの犯罪発生件数」が令和2(2020)年度で414件と、目標の1,000件以下を達成しています。引き続き防犯、犯罪抑制の取組に努めます。

目標未達成の項目のうち、「【市民意識の変化】DV 被害者の相談できなかった理由として「誰(どこ)に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合」について、令和2(2020)年度の市民意識調査の結果は11.1%と第1次計画改訂版策定時から減少しているものの、1割程度が「誰(どこ)に相談してよいのかわからなかったから」と回答しており、相談窓口の周知・広報活動を強化していく必要があります。

評価指標	第1次計画 改訂版策定時		
【市民意識の変化】 「これまでに、DV を受けたことがない」 と答えた人の割合	83.7% 平成 27(2015)年度	100.0%	85.7% 令和2(2020)年度
あま市における1年間あたりの犯罪発	1,009 件	1,000 件以下	414件
生件数	平成 27(2015)年度		令和2(2020)年度
【市民意識の変化】	15.1%	0.0%	11.1%
DV 被害者の相談できなかった理由として「誰(どこ)に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合	平成 27(2015)年度		令和2(2020)年度

### (2)基本方針の評価

第1次計画(改訂版)で掲げた基本方針ごとの事業について、計画期間中の評価を行いました。

評価基準は以下のとおりです。

	評価基準
Α	かなり取り組めた(100%以上実施)
В	取り組めた(70%以上 100%未満実施)
С	ある程度取り組めた(40%以上70%未満実施)
D	あまりできなかった(40%未満実施)
Е	事業未実施

各基本目標の評価結果は以下のとおりです。

A 評価が67 施策、B 評価が84 施策、C 評価が22 施策、D 評価が2施策、E 評価が0 施策となっています。

### ◎総合評価

	基本目標	А	В	С	D	E
1	男女共同参画の理解の促進	4	13	7	0	0
2	男女平等意識を育てる教育・学習 の充実	3	13	1	0	0
3	あらゆる分野での男女共同参画 の推進 (あま市女性活躍推進計画)	23	15	2	0	О
4	様々な困難を抱える人々への支援	16	27	6	0	0
5	生涯を通じた健康支援	12	4	4	2	0
6	力の根絶のための基盤づくり (あま市 DV 防止基本計画)	9	12	2	0	0
	合計	67	84	22	2	0

### 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の目標像と基本理念

本計画は、平成 24 (2012) 年に策定した「あま市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく、本市における男女共同参画施策の推進のための基本計画として位置づけるものであることから、同条例第3条に規定する5つの基本理念を本計画においても基本理念とします。

また、社会情勢が目まぐるしく変化する中において、男女共同参画や女性の活躍推進に向けた施策を一層推進していくために、「いろいろな 私でいい あなたでいい みんなが笑顔で活きるまち」を計画の目標像とします。

### 【目標像】

# いろいろな。私でいい。お恋たでいい。 みんなが笑顔で活きるまち

### 【5つの基本理念】

### (1)男女の人権の尊重

男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野において性別による差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として能力を十分発揮できる機会が均等に確保されること。

### (2) 社会における制度又は慣行についての配慮

男女は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行によって、その活動の選択を阻害されることのないよう配慮されること。

#### (3) あらゆる分野における方針の立案決定への参画

男女は、社会の対等な構成員として家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に対等に参画する機会が確保されること。

### (4)家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立

家族を構成する男女は、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動に対等に参画し両立することができるよう配慮されること。

#### (5) 国際的視野の下での取組

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、国際的視野の下に行うこと。

### 2 計画の基本目標

### 基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

性別にとらわれない生き方や、あらゆる分野への男女共同参画の必要性について認識を深めるため、様々な機会や場所での教育、学習、広報、啓発を通じて、一人ひとりの気づきと学びを継続的に支援する施策を進めます。

幼少期から男女共同参画意識や男女平等の精神を育んでいけるよう、幼児教育や学校教育の場をはじめとする社会環境の整備を進めるとともに、男女平等の視点に立ち、男女の人権を尊重する教育を推進します。また、教育の内容が充実するよう、教育関係者を対象とした研修等の取組を推進します。

### 基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

### (あま市女性活躍推進計画)

あらゆる分野において、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、政策・方針 決定過程への女性の参入促進、女性の人材育成・エンパワーメント支援といった女性の活 躍推進に向けた取組を進めます。

また、男女がともに責任を持って家庭、地域活動を担い、様々な分野に参画できるよう ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、意識啓発と環境整備を推進します。

さらに、人権意識に基づいた職場づくりやハラスメント防止のための取組、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を含めた取組を進め、男女がともに働きやすい職場環境づくりを目指していきます。

### 基本目標3 誰もが安心して暮らすことができる まちづくりの推進

高齢者や障がいのある人、外国人、また、ひとり親家庭等生活上の困難に陥りやすい人々に対し各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援を充実し、安心して暮らせる環境整備を進めます。

また、障がいがあること、外国人や、ルーツが外国であること、部落差別(同和問題) に関すること等を理由とした社会的困難を抱えた人であることなどに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、個々の状況に配慮し、切れ目のない支援に取り組みます。

女性が安心して生活できるよう、女性の妊娠・出産期における心身への支援、女性に特有の疾病の予防や、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援の充実を図るとともに、性別による特有の心身の健康管理や病気に対する理解の普及・啓発を推進します。

近年多発している大規模な災害は、市民生活を脅かし、とりわけ女性や子ども、脆弱な 状況にある人々がより多くの影響を受けています。平常時から女性に配慮したまちづくり や、女性の意見を反映させた防災・復興計画づくり等、男女共同参画の視点を持った仕組 みを作ります。

### 基本目標4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり

### (あま市DV防止基本計画)

市民一人ひとりが、いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、DV やデート DV、性暴力といった男女間のあらゆる暴力の根絶を目指します。

また、被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう、被害者の立場に立ち、相談対応から保護・自立まで切れ目のない総合的な支援ができる支援体制を整備します。

### 3 計画の体系



### 第3章 基本計画

### 基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革



### 基本方針1

### 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発

男女が互いに人権を尊重しつつ、誰もが性別にかかわりなく活躍できる男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女平等の意識や男女共同参画、多様な性についての意識と理解を持ち、職場や家庭、学校、地域等の社会のあらゆる分野において、お互いを対等な人格として認め、尊重し合うことが不可欠です。

しかし、人々の心の中に、固定的性別役割分担意識や性差に基づく偏見・人生観、無意 識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が根強く存在しています。

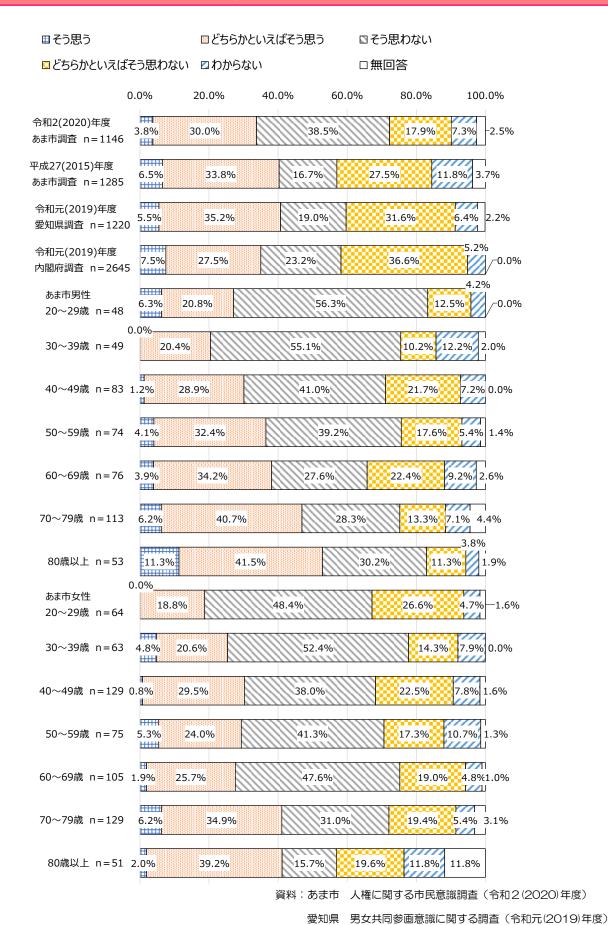
市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担を固定する考え方について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた"そう思う"の回答が33.8%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」をあわせた"そう思わない"が56.4%と、平成27(2015)年度調査と比べて"そう思う"の割合が6.5ポイント減少し、"そう思わない"の割合が12.2ポイント増加しています。性別・年齢別にみると、男女共に高齢者で"そう思う"が多く回答されている一方、20代や30代といった若年層に"そう思わない"と回答した人が多く、世代による性別役割分担意識の変化がうかがえます。

また、男女が平等に協力し合っていくために大切と思うことについては、「男性自身の意識をあらためる」が50.7%と、平成27(2015)年度調査(45.3%)に比べて5ポイント以上高くなっており、特に男性における男女平等の意識や男女共同参画についての認識に課題があると考えられます。

男女共同参画社会を実現するために、男女の性別に関わる固定観念や偏見、不平等の解消に向け、あらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。

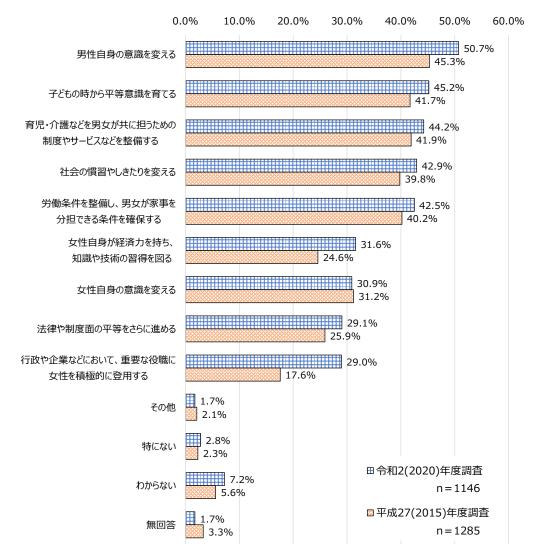
加えて、様々な形態のメディアを介し、多くの情報があふれている社会において、情報を無意識に受け取るのではなく、主体的に情報を収集し、受け取った情報に対する判断力を養うとともに、適切に発信する力を身につけることができるよう、メディア・リテラシーの向上に向けた施策を進めます。

### 問:あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどのように思いますか。



内閣府 男女共同参画社会に関する世論調査(令和元(2019)年度)

### 問:あなたは、男女が平等な立場で協力し合っていくためには、どんなことが大切だと思いますか。



資料:人権に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)

### 施策① 人権を尊重するための意識啓発と情報の提供

人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、啓発を進めるとともに、様々な機会を通じて情報提供を行います。

具体的な取組	担当課
<ul><li>・広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による情報提供</li><li>・人権の尊重に関する講演会、映画会、パネル展示、セミナー等の開催</li></ul>	人権推進課
・人権尊重に関する職員研修の実施	人事秘書課

### 施策② 男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発と情報の提供

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画への理解を深め、男女共同参画に関する 学習の機会や情報を提供します。

具体的な取組	担当課
<ul><li>・広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による情報提供</li><li>・男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催</li></ul>	人権推進課
・図書館で関連図書、資料の情報提供	生涯学習課

### 施策③ 男性の意識改革や家事参加に向けた取組

男性の意識改革を図るための学習機会を提供するとともに、積極的な家事参加を促すための実践講座を開催します。

具体的な取組	担当課
• 主に男性を対象とした「家事等実践講座」の開催	人権推進課
• 男性全般を対象とした参加型講座の開催	生涯学習課



### 基本方針2

### 子どもにとっての男女共同参画

人権の尊重や男女共同参画の意識は、子どもの頃から働きかけを行い、形成を促していくことで、将来の社会全体における男女共同参画の推進につながります。

そのため、男女がともに対等な存在であるという意識の形成に向けた教育や啓発を、子 どもの発達段階に応じて進め、次代を担う子どもたちが、将来を見通した自己形成を図り ながら健やかに育つことができるよう施策を展開します。

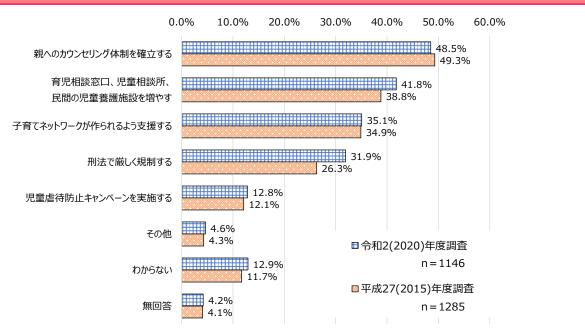
また、近年では、子どもの連れ去りや虐待、性犯罪やいじめなど、様々な暴力の被害を受け、支援を必要としている子どもの問題が顕在化しています。同時に、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化を続けており、例えばスマートフォンやゲーム機等で、インターネットを介して面識のない人と容易につながることができるようになったことで、悪質な手口やサイトの影響によってこうした様々な暴力の被害者になるのみならず、加害者にもなり得ます。

このような状況の中で、子どもたちが、健やかに成長し、地域の中で安心・安全に暮らしていくためには、地域全体で子どもを守っていくための取組が重要となります。

市民意識調査によると、子どもへの虐待を起こさないために必要なことは、「親へのカウンセリング体制を確立する」、「育児相談窓口、児童相談所、民間の児童養護施設を増やす」、「子育てネットワークが作られるよう支援する」が多く回答されています。

地域全体で子どもの見守りや、声のかけあいに取り組むことで、子どもに対する暴力の 早期発見、未然防止に努めるとともに、虐待や性暴力等の被害に対して子どもが大人に訴 える(相談する)ことができるようにする教育の取組や、保護者に対して相談や適切な援 助を行うなど、子どもが安心して生活するための体制づくりを推進します。

#### 問:子どもへの虐待を起こさないためにはどのようなことが必要だと思いますか。



資料:人権に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)

### あま市における虐待相談内容別件数(令和2(2020)年度)

	ネグレクト	心理的虐待	身体的虐待	性的虐待	合計
相談内容別件数	25 件	88 件	7件	〇件	120件

資料:子育て支援課(令和2(2020)年度3月末日現在)

### あま市における被虐待児の年齢・相談種別件数(令和2(2020)年度)

	ネグレクト	心理的虐待	身体的虐待	性的虐待	合計
0∼2歳	8件	28件	〇件	〇件	36件
3~5歳	1件	19件	2件	〇件	22件
6~11歳	8件	22 件	4件	〇件	34 件
12~14歳	4件	13件	1 件	〇件	18件
15~17歳	4件	6件	〇件	〇件	10件
合計	25 件	88 件	7件	〇件	120件

資料:子育て支援課(令和2(2020)年度3月末日現在)





### 施策④ 子どものころからの男女共同参画の理解の推進

人権を尊重する心や、男女共同参画の意識が育つよう、子どもの社会環境を整えます。

具体的な取組	担当課
・性別によらない名簿・制服の使用など、性の多様性に配慮した学校生活環 境の整備	学校教育課

### 施策5 地域で子どもを守り育てる環境の整備

犯罪から子どもを守るため、市民協働で防犯活動に取り組み、犯罪の未然防止を図るととも に、子どもに対する防犯意識を高めるための取組を行います。

具体的な取組	担当課
<ul><li>おはこんあいさつ運動の推進</li><li>子どもの防犯教室の開催</li></ul>	安全安心課
• 子どもの防犯教室の開催	子育て支援課
<ul><li>通学路こども 110 番の家の普及</li><li>通学時の防犯や交通安全に関する意識を高める教育の実施</li><li>登下校時の通学路における街頭指導や防犯パトロールの実施</li><li>小学校入学児童への防犯ブザーの配布</li></ul>	学校教育課

### 施策⑥ 児童虐待等の早期発見と未然防止

児童虐待やいじめ問題などの早期発見と未然防止に向け、相談窓口の充実や、関係機関との連携に努めます。

具体的な取組	担当課
<ul><li>・妊娠中の不安の軽減のための家庭訪問</li><li>・出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の予防を目的とした「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施</li><li>・乳幼児健康診査の実施</li></ul>	健康推進課
<ul> <li>保護者の悩みに対応するための家庭児童相談員の配置</li> <li>児童虐待の早期発見と未然防止に向けた総合的な支援体制の整備</li> <li>児童虐待防止に向けた啓発パンフレット等の作成・配布</li> <li>あま市要保護児童対策地域協議会や、実務者会議の開催を通じた各課、各機関との連携</li> <li>ヤングケアラーの認知度向上、早期発見、適切な支援への誘導</li> </ul>	子育て支援課
<ul><li>・スクールカウンセラーや心の相談員の配置</li><li>・教育相談センターの運営</li><li>・あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例などに基づく、いじめ防止等に向けた取組の推進</li><li>・教育相談員の巡回相談の実施</li></ul>	学校教育課
<ul><li>あま市要保護児童対策地域協議会を通じた各課、各機関との連携</li><li>あま市虐待等防止ネットワーク協議会を通じた各課、各機関との連携</li></ul>	関係各課

### 基本方針3

### 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

社会の基礎的単位である家庭や、最も身近な社会集団である地域は、子どもの人格形成の過程においてきわめて重要な役割を果たします。そのため、家庭や地域における男女平等意識・男女共同参画への理解の向上は、男女共同参画社会のまちづくりの推進につながります。また、学校教育の場においても、男女平等意識や男女共同参画を教える立場である教職員の意識向上も必要となります。

市民意識調査によると、家庭生活における男女の地位の平等意識は、「学校教育の場」を除き、多くの場面で"男性が優遇されている"と回答されています。家庭における夫婦の役割については、理想としては夫婦で共同して分担するのがよいと回答されているものの、現状では「家事全般(食事、洗濯、掃除等)」や「日常の買物」等、多くの項目が「主に女性が行う」と回答されています。

地域活動における男女の役割分担においては、「地域活動は男性が取り仕切る」、「自治区の集会の時には、女性がお茶くみや片づけをしている」などを「改善すべき」と意識している人が多い一方で、現状としては同項目について「そうしている」が3割以上となっているなど、意識に対して現実には男女における役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

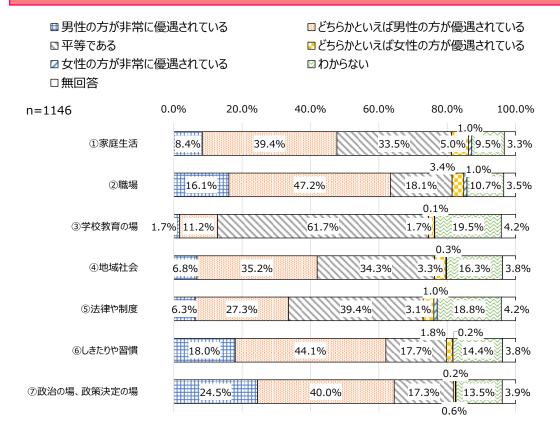
また、男女平等の意識を育てるために、学校教育で力を入れるべきこととして、「男女ともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」、「異性を思いやる気持ちの大切さを教える教育を充実させる」、「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」が多く回答されています。

学校教育の場においては、発達段階に応じたジェンダーの視点による幼児教育や学校教育を推進していくとともに、学校環境に固定的な性別役割分担が組み込まれる、いわゆる「隠れたカリキュラム」を防止するために、教職員への男女平等に関する意識啓発や研修を継続して実施します。

家庭や地域においては、市民を対象に男女共同参画の意識を高めるための学習講座を開催するとともに、男女共同参画の理念に対する理解が深まるよう、市民に対する意識啓発や情報提供の充実に努めます。

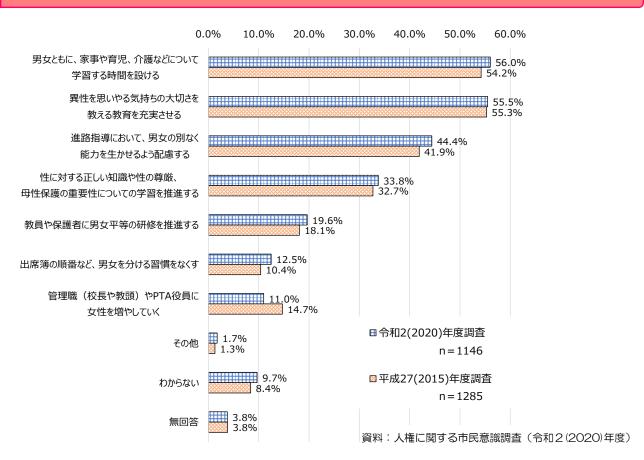


### 問:男女の地位は平等になっていると思いますか。



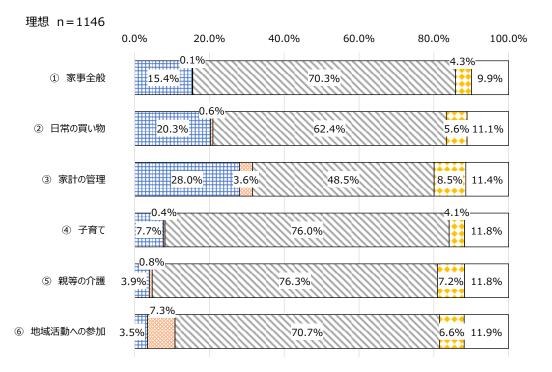
資料:人権に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)

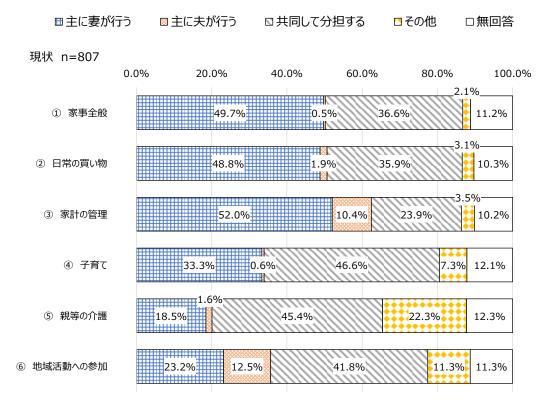
#### 問:男女平等の意識を育てるために、学校教育ではどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。



### 問:夫婦のどちらが役割を担う方がいいと思いますか。/実際に夫婦のどちらが役割を担っていますか。

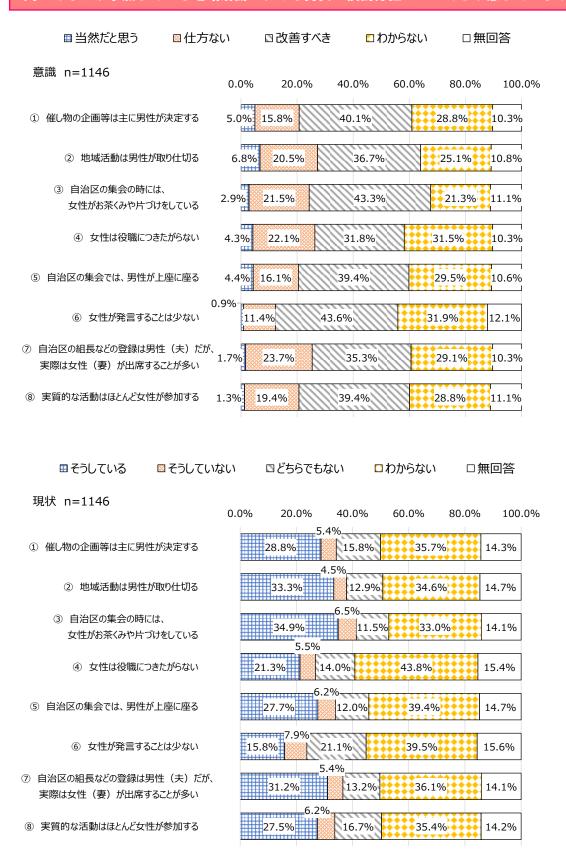
田主に妻が行うのがよい 図主に夫が行うのがよい □共同して分担するのがよい □その他 □無回答





資料:人権に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)

### 問:あなたが参加している地域活動における男女の役割分担についてどう感じていますか。



資料:人権に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)

### 施策⑦ 男女平等の意識を育てるための教育の充実

子どものころから人権尊重の精神が身につくように人権尊重、男女平等についての教育を充 実させ、自立の意識を育み、個性を尊重する教育・学習を進めます。

具体的な取組	担当課
<ul><li>・人権と男女平等をテーマにした調べ学習やグループ学習の実施</li><li>・人権尊重の精神を身につけるための人権教育の実施</li><li>・近年の情報化の背景を踏まえ、メディア・リテラシーの向上を図るための教育の実施</li><li>・児童生徒の発達段階に合わせた性に関する指導</li></ul>	学校教育課
• 命の大切さを育む「人権の花運動」の実施	人権推進課
• 保育園における人権擁護委員による園児とのふれあい会の実施	子育て支援課

### 施策⑧ 教職員、保育者の人権意識を高めるための学習機会の充実

教育や保育に携わる関係者が豊かな見識と人権感覚を身につけるための学習の機会を充実します。

具体的な取組	担当課
・あま市小中学校人権教育研究会による人権教育に関する調査・研究の実施 ・海部地区人権教育講演会を通じた、教職員の人権に対する意識高揚	学校教育課
• 保育者を対象とした人権に関する研修の実施	子育て支援課
• 海部地区人権教育講演会の開催	生涯学習課

### 施策⑨ 家庭、地域における男女共同参画に関する学習機会の提供と理解の推進

男女共同参画の理解を家庭や地域において普及させるため、男女問わず親子間のコミュニケーションを図る場や地域に参画するために必要な知識を得る教育・学習機会の提供と、啓発を行います。

具体的な取組	担当課
<ul><li>乳幼児と親を対象とした幼児期家庭教育講座の開催</li><li>社会教育講座で、男女共同参画をテーマとした講座の開催</li><li>親と子が一緒に参加する親子ふれあい講座等の開催</li><li>海部地区人権教育講演会の開催</li><li>家庭教育読本の発行</li></ul>	生涯学習課
<ul><li>海部地区人権教育講演会を通じた、教職員の人権に対する意識高揚</li><li>学校に関連する諸組織への男女共同参画の啓発</li></ul>	学校教育課
• 男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催	人権推進課

あ

画

#### 基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

### (あま市女性活躍推進計画)





### 基本方針4

### 政策決定過程への女性の参画の拡大

政策等の立案・決定過程における女性の参画拡大は、女性の活躍を推進し、社会経済を 活性化させるといった観点だけでなく、男女が互いに対等な立場で、個性や能力を発揮で きる男女共同参画社会を実現するために重要です。

平成 30 (2018) 年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定さ れ、国の第5次男女共同参画基本計画においても政治や行政における女性の登用率が目標 として掲げられるなど、政策及び方針決定の場への女性の参画が推進されてはいますが、 国際的な取組に比べるとまだ遅れているのが現状であり、世界経済フォーラムが公表して いる「ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)」 では、日本は 153 か国中 121 位 (令和2 (20) 20)年)という低い順位となっています。

本市では、令和3(2021)年4月1日現在で審議会等への女性の登用率は27.5%で、 愛知県の登用率と比べると低い状況となっており、男女双方の意見が対等に反映されにく い状況が見られます。

男女共同参画の推進において、行政の果たす役割は大きいことから、市役所が率先して 審議会等委員や管理職への女性登用等に取り組み、男女共同参画の推進を担う人材の育成 に努めます。

また、市民や事業者等、様々な民間組織と協力し、意欲と能力のある女性が職場で活躍 することができるような積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の浸透を支援します。

### 日本のジェンダー・ギャップ指数について

#### ジェンダー・ギャップ指数 2020 153か国中 121位 国名 経済参画(115/153) ━ アイスランド 0.877 アイスランド ノルウェ-0.842 ■日本 フィンラン 0.832 教育(91/153) 10 0.787 0.781 0.2 0.767 53 0.724 政治参画(144/153) アメリカ 0.676 106 中国 0.672 120 アラブ首長国連邦 0.655 日本 121 0.652 健康(40/153) クウェート 0.650

「世界経済フォーラム」(ダボス会議)





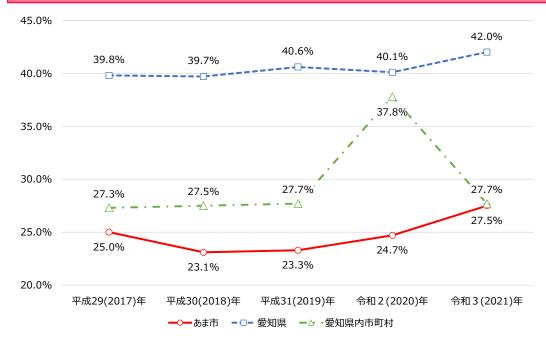
下院又は一院制議会における女性議員割合。



(出典) 日本の値は、総務省「労働力調査」。その他の国は、ILO 'ILOSTAT' (2020年11月時点) 。いずれの国も2019年の値。

資料: 内閣府 第5次男女共同参画基本計画(説明資料)より

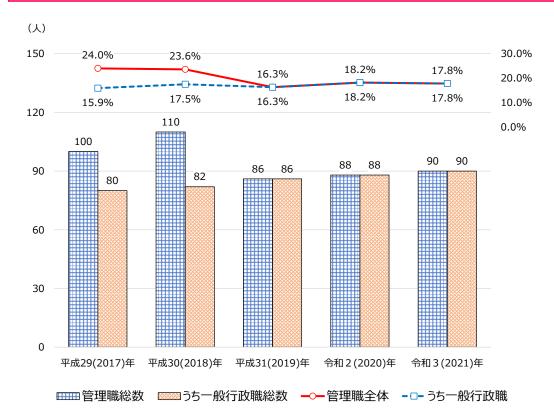
### 審議会等への女性登用率の状況



資料: あま市 人権推進課(各年4月1日現在)

愛知県 県民生活部男女共同参画推進課(各年4月1日現在) 愛知県内市町村 あいちの男女共同参画(各年4月1日現在)

### あま市職員の女性管理職の状況



資料:人事秘書課(各年4月1日現在)

※管理職とは、課長及びこれに相当する職以上。出先機関の課長なども含む。 ※平成 31(2019)年度より、あま市民病院の管轄が市から医療法人へと移行したため、市の管理職としてカウントされなくなった。

### 施策⑩ 審議会等への男女共同参画の促進

政策決定過程への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに、女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。

具体的な取組	担当課
・審議会、委員会への女性の登用促進	関係各課
・審議会、委員会への女性の登用状況についての調査、結果公表の実施	人権推進課
・女性職員を管理職に登用するポジティブ・アクション(積極的改善措置) の実施や女性リーダーの育成	人事秘書課

### 施策① 男女共同参画の推進を担う人材育成

積極的に社会へ参画する女性の人材育成を図ります。

具体的な取組	担当課
• 愛知県男女共同参画人材育成セミナーへの受講候補者の推薦	人権推進課



あ

### 基本方針5

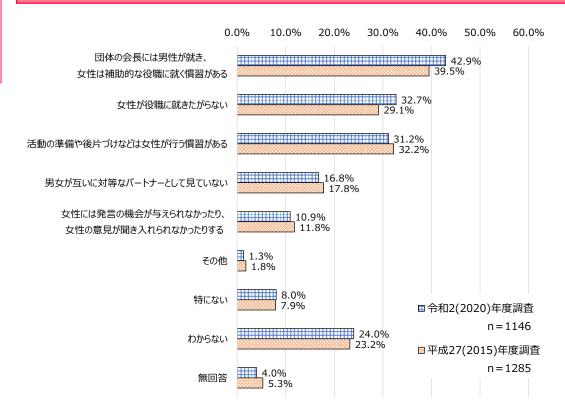
### 様々な分野における男女共同参画の拡大

地域社会は、家庭とともに最も身近な暮らしの場として非常に重要な役割を担っています。また、住民の日々の生活に密接し、意識や考え方に大きな影響を与えています。少子高齢化や核家族化が進み、地域での人のつながりが希薄化する中で、地域力を高めるためには、様々な分野において一人ひとりが持っている知識や経験、能力を十分に発揮でき、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に捉われることなく、男女がともに協力して参画することが必要となります。

市民意識調査をみると、地域活動における男女の役割分担などに差がある事柄については、「団体の会長には男性が就き、女性は補助的な役職に就く慣習がある」、「女性が役職に就きたがらない」、「活動の準備や後片づけなどは女性が行う慣習がある」がいずれも3割以上となっており、地域活動における男女共同参画が進んでいないことが現状です。

様々な分野に女性が積極的に参画し、男女共同参画の視点をいかした取組ができるよう 地域を支援し、活動の場を提供するなど、様々な分野における男女共同参画を拡大させて いきます。

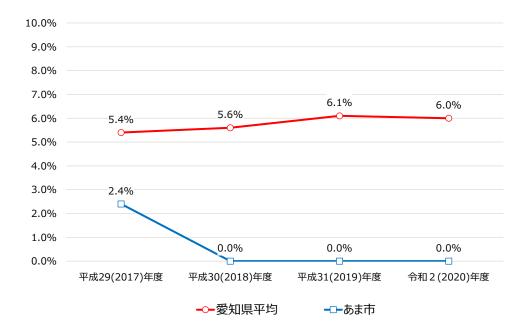
### 問:あなたが、地域活動における男女の役割分担などに差があると考えられることは何ですか。



資料:人権に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)

#### 自治会長に占める女性割合(平成29(2017)年度~令和2(2020)年度)

		平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
	自治会長数	5,512人	6,742人	6,703人	6,696 人
愛知県	うち女性自治会長数	296人	378人	412人	405人
	女性比率	5.4%	5.6%	6.1%	6.0%
	区長数	42 人	42 人	43人	44 人
あま市	うち女性区長数	1人	0人	0人	0人
	女性比率	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%



資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(各年度4月1日現在)

#### 施策① 男女共同参画の視点に立った地域活動団体への支援の充実

地域活動において男女の参画を促し、地域活動団体の活性化を図るため、各種団体に対して 支援を行います。

具体的な取組	担当課
<ul><li>・女性消防クラブ活動への支援</li><li>・交通安全を推進する女性運転者友の会への支援</li></ul>	安全安心課
<ul><li>・地域活動団体への助成</li><li>・地域活動団体に対する情報交換や交流の場の提供</li></ul>	企画政策課
• 社会教育活動を担う女性団体への支援	生涯学習課

# 基本方針6

# ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」が保たれた社会の実現は、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会につながるものであり、女性の活躍推進に加え、 人々が多様な働き方・生き方を選択できるようにしていく上でも必要です。

しかし、未だに長時間労働や全国転勤といった、男性正社員を前提とした労働の在り方が根強く残っています。特に、長時間労働は男女ともに家事、育児、介護などへの参画を困難にするものであり、女性の活躍の大きな障壁となるだけではなく、男性の生活の豊かさを奪うものでもあります。

市民意識調査によると、男女ともに理想として「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をすべて大切にしたい割合が高いにもかかわらず、現実では、男性は「仕事」、女性は「家庭生活」を優先している現状があります。

また、女性が安心して働き続ける環境をつくるために必要な事柄については、「夫や家族が理解し協力する」が了割以上となっています。

育児休業・介護休業をとる男性が少ない理由については、「職場の理解が得られないから」が 63.5%となっており、割合としては高いものの、平成 27(2015)年度調査と比べると 8.6 ポイント低下していることから、男性の育児・介護のための休暇について少しずつ理解が進んでいることが伺えます。

市民一人ひとりが、年齢や性別にかかわらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康の維持、趣味、学習、ボランティア活動や地域社会への参画、男性においては家事・育児・介護などへの参加、そして女性の一層の活躍が可能となるよう、ワーク・ライフ・バランス実現への理解促進、ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及促進に努めます。

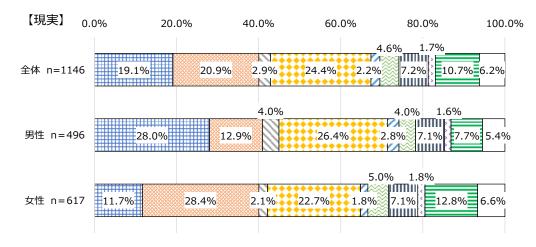




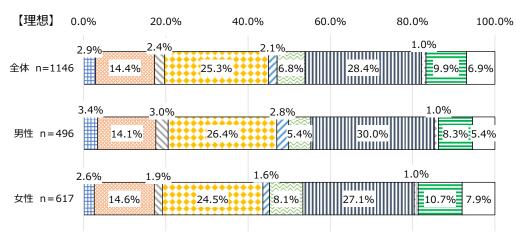
画組

# 問:現在、ワーク・ライフ・バランスが重要視されていますが、あなたは、生活の中で「仕事」、 「家庭生活」、「地域・個人の生活」で何を優先しますか。

- ■「仕事」を優先している(したい)
- 図「家庭生活」を優先している(したい)
- □「地域・個人の生活」を優先している(したい)
- □「仕事」と「家庭生活」をともに優先している(したい)
- □「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している(したい)
- ☑「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している(したい)
- □「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をすべて大切にしている(したい)
- □その他
- ■わからない
- □無回答

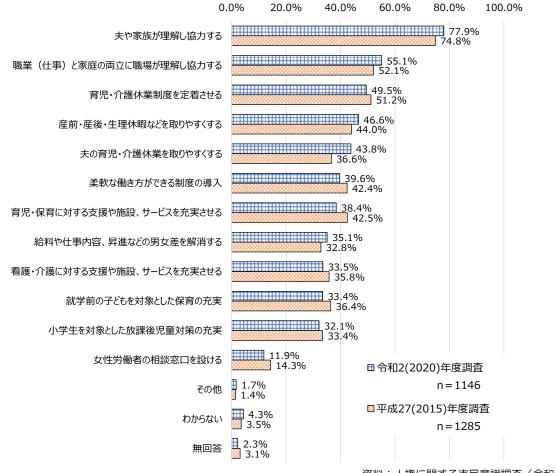


- ⊞「仕事」を優先している(したい)
- 図「家庭生活」を優先している(したい)
- □「地域・個人の生活」を優先している(したい)
- □「仕事」と「家庭生活」をともに優先している(したい)
- ☑「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している(したい)
- △「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している(したい)
- □「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をすべて大切にしている(したい)
- □その他
- ■わからない
- □無回答



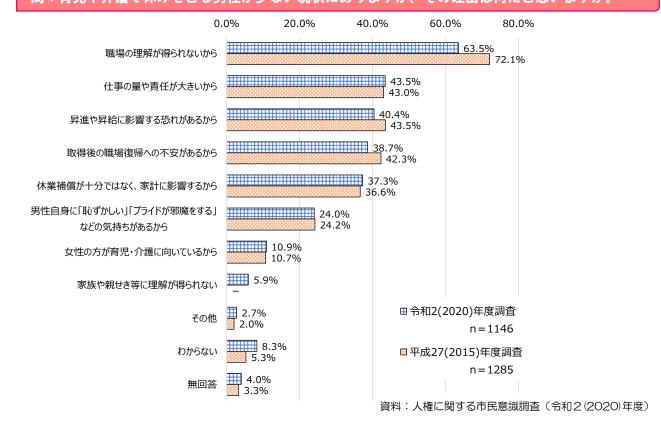
資料:人権に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)

#### 問:女性が安心して働き続ける環境をつくるために、どのようなことが必要だと思いますか。



資料:人権に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)

#### 問:育児や介護で休みをとる男性が少ない現状にありますが、その理由は何だと思いますか。



#### 施策(3) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

広報や市公式ウェブサイトを活用して、ワーク・ライフ・バランスの必要性について普及啓 発や情報提供を行います。

具体的な取組	担当課
・ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報提供や普及啓発	人権推進課
・休業や休暇、子育て期間中の短時間勤務等の制度の周知 ・県で登録をされたファミリー・フレンドリー企業の紹介	産業振興課

#### 施策(4) 多様な保育サービスの充実

社会に参画しながら安心して子育てができるように、多様なニーズに応じた保育サービスを 提供します。

具体的な取組	担当課
• 産前産後休暇、育児休業終了後の就労に対応した低年齢児保育事業の 実施	
<ul><li>保護者の就労時間の多様化に対応した延長保育事業の実施</li><li>保護者の就労、疾病など一時的に保育が必要なときに利用できる一時預かり事業の実施</li></ul>	子育て支援課
<ul><li>・出産、育児休業後にスムーズに復職できるよう、保育施設の育児休業明け予約の実施</li><li>・集団保育が可能な障がい児保育の実施</li><li>・病児・病後児保育の実施</li><li>・子育てコンシェルジュ事業の実施</li></ul>	

#### 施策⑮ 地域における子育て支援の環境づくり

仕事と育児の両立支援や地域住民の相互支援による育児負担の軽減を図ります。

具体的な取組	担当課
<ul><li>ファミリー・サポート・センター事業の実施</li></ul>	子育て支援課

#### 施策値 放課後児童対策の実施

放課後も安心して充実した時間が過ごせるよう、児童の放課後の健全育成に努めます。

具体的な取組	担当課
• 放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施	子育て支援課

#### 施策① 障がいのある子どもへのサービスの充実

障がいのある児童生徒の放課後や夏休み等における支援を行います。

具体的な取組	担当課
・放課後等デイサービス、日中一時支援事業の実施	社会福祉課

#### 施策18 介護保険制度の周知とサービスの充実

高齢者ができる限り住み慣れた地域で家族と暮らせるよう、介護に関する制度の周知を図るとともに介護予防事業を行います。

具体的な取組	担当課
<ul><li>・広報や市公式ウェブサイト、介護サービスガイドブック等による介護予防事業や居宅サービスの周知</li></ul>	高齢福祉課
<ul><li>・運動教室【筋力アップクラブ(ワクワクからだ教室)・はつらつクラブ】、健康相談、栄養教室(低栄養予防)の実施</li><li>・65歳以上の方(要介護認定者を除く)を対象に介護予防教室や健康相談の実施</li></ul>	健康推進課
• 転倒骨折予防のためのストレッチ、体操教室、なかよし昼食会の開催	人権推進課

# 施策⑲ 介護者への支援の充実

在宅で家族を介護する人が、悩みや不安を話したり、情報交換する場である介護者の会の活動を支援し、介護者の孤立を防ぎ、精神的負担の軽減を図ります。

具体的な取組	担当課
<ul><li>「介護者のつどい」による介護者への支援</li><li>交流の場である「ふれあいカフェ(認知症カフェ)」の開催</li></ul>	高齢福祉課

#### 施策② 男性が家庭・地域に参画しやすい職場環境づくりの推進

男性が家庭や地域に積極的に関わっていけるよう、職場における男女共同参画の理解の促進に努めます。

具体的な取組	担当課
• 男性職員の育児休暇取得の促進	人事秘書課
・休業や休暇、子育て期間中の短時間勤務等の制度の周知	産業振興課
・家庭教育推進協力企業を登録し、市と相互に協力	生涯学習課



# 基本方針7

#### 誰もが働きやすい職場環境づくり

就業は、生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものでもあることから、働く意欲を持つ男女が性別にかかわりなく能力を十分に発揮でき、男女が対等の立場で格差なく働くことができる職場環境をつくっていくことは、多様性を持った経済社会の活力の増進という観点からも極めて重要です。

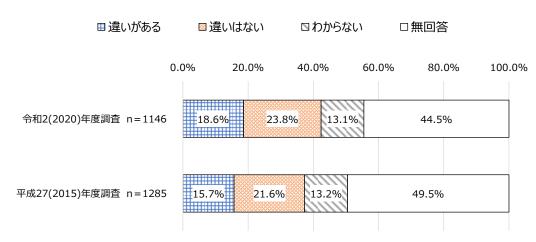
男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、女性が働きやすくなるような職場環境に 改善していくための法制度の整備は進んでいるものの、現実には、雇用形態や賃金、昇進 昇格において、いまだ男女の間で格差があるのが現状です。

市民意識調査によると、職場の慣行や待遇、仕事の内容等で、性別による「違いがある」と回答した人は 18.6%と、平成 27 (2015) 年度調査に比べて3ポイント程度上昇する結果となりました。男女の違いについては「賃金に格差がある」、「昇進・昇級に差がある」、「お茶くみ・雑用などの補助的な仕事を女性に割り振る」が多く回答されています。

また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、女性の活躍を阻害するあらゆるハラスメントの根絶が重要であり、令和元(2019)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の成立によりハラスメント防止対策の強化が行われています。

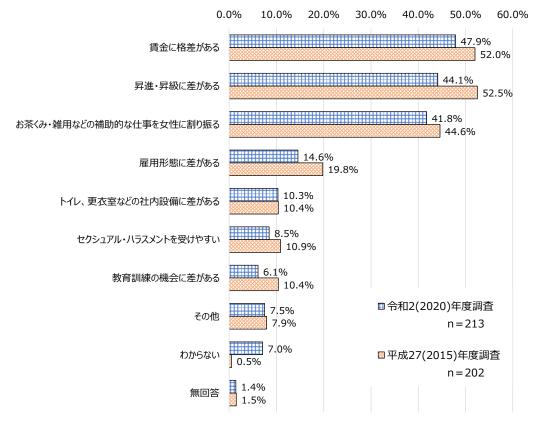
雇用機会や待遇などの面で男女間の格差がないよう、育児休業制度や介護休業制度の普及と公正な職場復帰、働き方の見直しや多様な就業形態についての意識啓発、また、女性への様々なハラスメントや不利益な取り扱いを根絶し、誰もが充実した職業生活を営むことができるよう、雇用環境の整備について積極的に啓発を進めます。

#### 問:あなたの職場では、職場の慣行や待遇、仕事の内容等で、性別による違いがあると思います か。



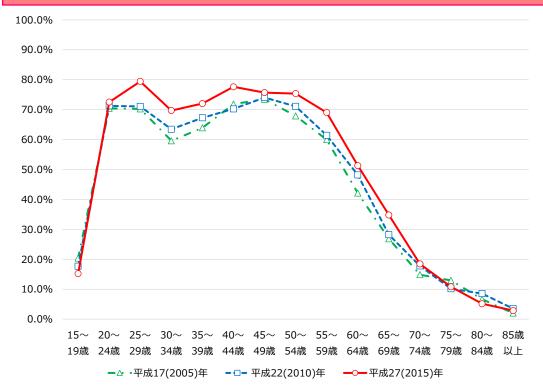
資料:人権に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)

#### 問:職場の慣行や待遇、仕事の内容等で、性別によってどのような違いがあると思いますか。



資料:人権に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)

#### あま市の女性の年齢別就業率の推移



資料:国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

#### 施策② 男女の平等な雇用に向けた啓発、情報提供

市公式ウェブサイトやチラシなどを活用して、働きやすい環境整備のための情報を市民や企業に提供します。

具体的な取組	担当課
• 女性の再就職のためのセミナー等の情報提供	人権推進課
• 男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知	産業振興課

#### 施策② 市職員の職域の拡大

性別に捉われず、一人ひとりの能力や適性を考慮した職員配置を進めます。

具体的な取組	担当課
• 性別に捉われない人事管理の推進	人事秘書課

#### 施策② 商工業、農業等自営における男女共同参画の推進

実質的に共同経営をしている女性が、対等なパートナーとして方針決定や経営に参画することができるよう情報提供や意識啓発を行います。

具体的な取組	担当課
<ul><li>家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備についての普及・啓発</li><li>農業における家族経営協定の締結の促進</li></ul>	産業振興課

#### 施策② 働きやすい職場環境の整備

労使間のトラブル、待遇の問題、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの労働問題全般について、県から派遣された専門員が月1回市役所で相談に応じます。

事業主を対象に、社会保険労務士を派遣し、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、 労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じます。

様々なハラスメントに対しての啓発事業を実施します。

具体的な取組	担当課
<ul><li>・巡回労働相談の実施、情報提供</li><li>・社会保険労務士による派遣労働相談</li></ul>	産業振興課
・女性に対する暴力をなくす運動期間(11 月 12 日~25 日)について 広報に掲載し、パネル展及び市施設のパープル・ライトアップを実施	人権推進課





# 基本目標3 誰もが安心して暮らすことができる まちづくりの推進



# 基本方針8

# 高齢者、障がいのある人、外国人市民等への支援

現在、本市の高齢化率は 26%台で推移しており、約4人に1人以上が高齢者となっており、また、特にひとり暮らしの高齢者世帯が大きく増加しています。女性の平均寿命が男性より長いことを考慮すると、今後は一人暮らしの女性高齢者が増加することが予想されます。高齢者施策の影響は女性の方が強く受ける傾向にあり、高齢期女性の低年金、無年金問題、さらには虐待や消費者被害等の人権侵害から高齢者を守っていくことが必要となります。

障がいのある人については、障がいについての無理解・無関心が、障がいのある人の自立や社会参加を阻んでいる要因になっており、人権意識の普及・啓発の推進や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)等を踏まえ、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送り、自分らしい生き方ができるような支援が必要です。

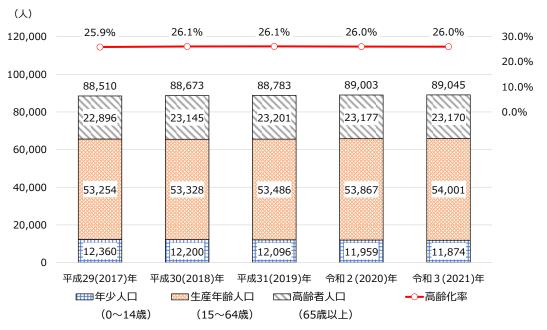
外国人においては、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立など外国籍であるがための不便や差別があり、相互交流や啓発活動を通じた理解促進や、情報提供や学習機会の充実、外国人の地域活動への参画促進などに努めていくことが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症による外出の自粛や景気の落ち込みにより、非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性の状況は深刻さを増しています。こうした生活困窮者への自立支援と生活意欲の助長を図り、安定した生活を送ることができるような切れ目のない支援・取組が重要です。

近年、性の多様性についての社会的認識が広まりつつありますが、依然として性的マイノリティに対する偏見や差別は解消されていません。多様な性のあり方を踏まえた性的マイノリティの人権への配慮に向けて、性別にとらわれない多様な生き方を認め合えるよう啓発を行うことが重要となります。

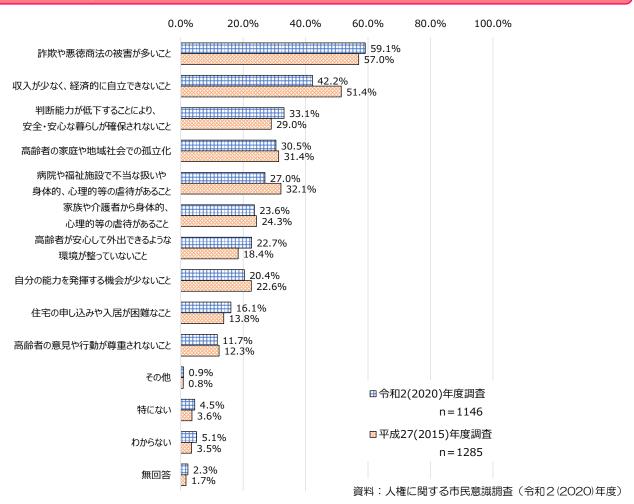
高齢者、障がいのある人、外国人市民、生活困窮者、性的マイノリティ等にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進め、属性に捉われない多様性(ダイバーシティ)を認め合う社会の形成に取り組みます。

#### あま市の人口と高齢化率の推移

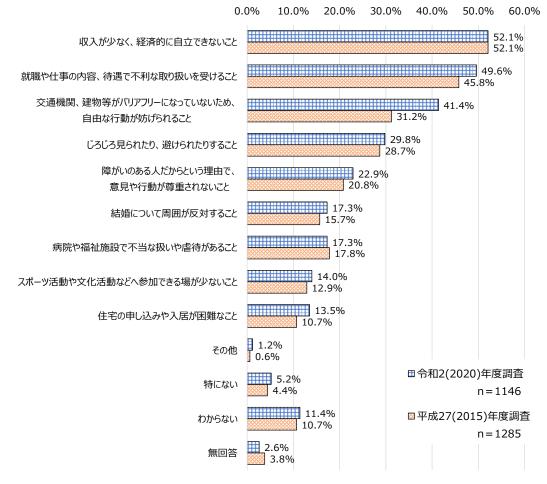


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

# 問:高齢者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。

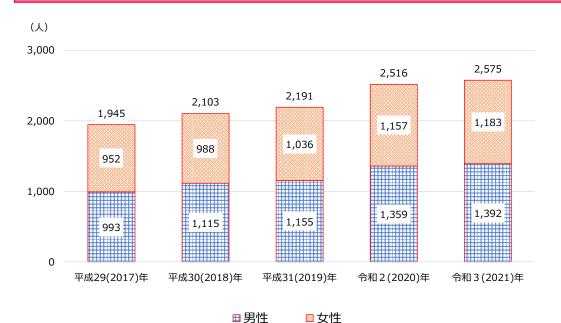


#### 問:障がいのある人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなこ とだと思いますか。



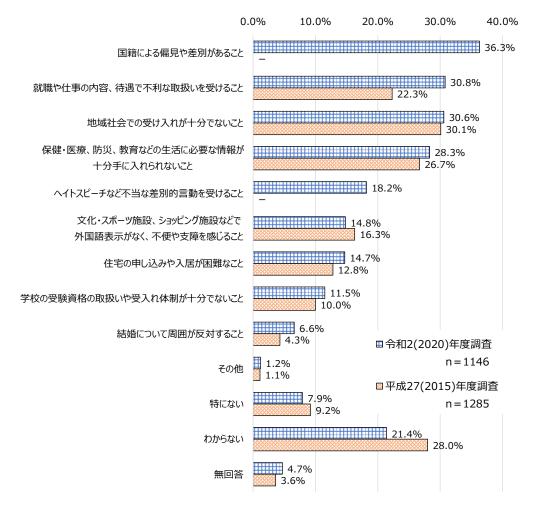
資料:人権に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)

#### あま市の外国人住民数の推移



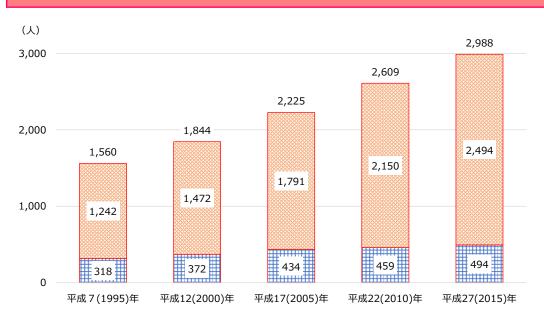
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

#### 問:日本に居住している外国人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはど のようなことだと思いますか。



資料:人権に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)

#### あま市のひとり親家庭の世帯数の推移



■父子家庭 □母子家庭

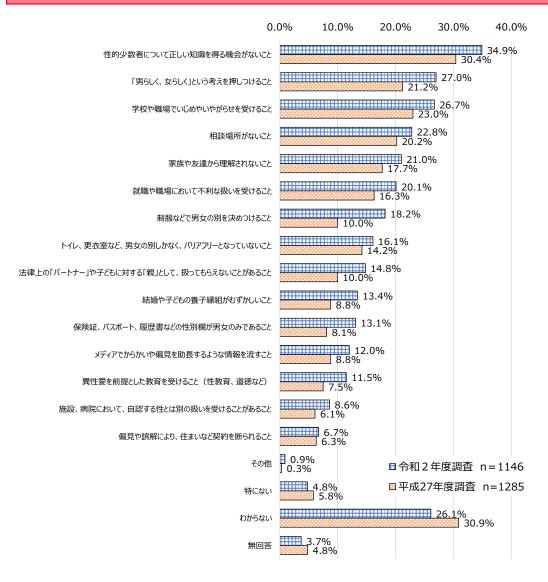
資料:国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

#### あま市の生活困窮者相談件数

	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
生活困窮者相談件数	273 件	279 件	309件	537件

資料:社会福祉課(各年度3月末日現在)

# 問:性的マイノリティの人々に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどの ようなことだと思いますか



資料:人権に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)

#### 施策② 高齢者の社会参画促進

高齢者が生きがいを持って積極的に社会に関わっていける機会を提供します。

具体的な取組	担当課
・シルバーカレッジ(市内在住または在勤の 60 歳以上の方を対象)、シルバーカレッジ OB 会(シルバーカレッジ卒業生を対象)の開催	生涯学習課
<ul><li>スポーツ教室、ラジオ体操の集い、市民歩け歩け会、市民走ろう・歩こう会の実施</li></ul>	スポーツ課
<ul><li>・シルバー人材センターへの支援</li><li>・老人クラブ活動への支援</li></ul>	高齢福祉課
• ボランティア活動の啓発による社会参加の促進	企画政策課

#### 施策② 高齢者の生活自立のための取組

高齢者が住み慣れた地域で安全で安心した生活ができるよう、環境の整備を図り、地域社会 全体で高齢者の生活を支援します。

具体的な取組	担当課
<ul> <li>外出の際の緊急時の連絡先などを記載できる安心カードの普及</li> <li>高齢者虐待防止に関する周知・啓発</li> <li>高齢者の権利擁護の支援</li> <li>ICT を活用した医療と介護サービスの連携</li> <li>認知症予防講座の実施</li> <li>高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(フレイル予防に着目した健康教室や健康相談)</li> </ul>	高齢福祉課
• 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(フレイル予防に着目した 健康教室や健康相談)	保険医療課
• 権利擁護センターを運営し、成年後見制度の利用を促進	社会福祉課
<ul><li>・65 歳以上の方(要介護認定者を除く)を対象に介護予防教室や健康相談の実施</li><li>・運動教室【筋力アップクラブ(ワクワクからだ教室)・はつらつクラブ】、健康相談、栄養教室(低栄養予防)の実施</li><li>・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(フレイル予防に着目した健康教室や健康相談)</li></ul>	健康推進課
• 転倒骨折予防のためのストレッチ、体操教室、なかよし昼食会の推進	人権推進課
<ul><li>・消費者被害未然防止のための情報提供</li><li>・消費生活相談の実施</li></ul>	産業振興課

#### 施策② 高齢者の現状把握と相談業務の充実

高齢者を取り巻く実情を把握し、必要な情報を提供するとともに、多様な相談ニーズに対応できるよう相談業務を充実させます。

具体的な取組	担当課
<ul><li>高齢者や家族に対する総合的な相談支援</li><li>高齢者虐待対応マニュアルの活用</li><li>高齢者地域見守り体制の充実(高齢者地域見守り協定)</li></ul>	高齢福祉課

#### 施策28 障がいのある人の人権に関する意識啓発

障がいのある人の人権について理解を深めるため、人権意識の普及・啓発を推進します。

具体的な取組	担当課
・広報、市公式ウェブサイト等による障がいのある人の人権に関する情報 提供と意識啓発	人権推進課

#### 施策② 障がいのある人の社会生活力向上のための取組

障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、介助者が様々な制度を活用しながら、仕事と介護・介助が両立できるように、情報提供と環境整備に努めます。

具体的な取組	担当課
<ul><li>・障がいのある人の社会参加を一層推進するための支援</li><li>・外出に伴う支援や補装具等の給付</li><li>・日中活動の場及び短期入所等サービスの提供</li><li>・就労促進のための情報提供と相談支援</li><li>・手話通訳者による窓口対応や派遣等</li><li>・手帳交付時、手当等該当している福祉制度について説明を実施</li></ul>	社会福祉課
・スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の提供	スポーツ課
• 一定以上の障がいのある人が医療機関を受診した際の自己負担額助成	保険医療課

#### 施策③の 地域福祉推進のネットワークの構築

障がいのある人の権利擁護、地域移行・地域定着支援などといった地域福祉推進のためのネットワークの構築に向けた取組を行います。

具体的な取組	担当課
<ul><li>海部東部障害者総合支援協議会の機能の充実</li><li>権利擁護センターを運営し、成年後見制度の利用を促進</li></ul>	社会福祉課

#### 施策③ 外国人が安心して暮らせるための環境づくり

市内に在住している外国人が言葉を気にせず安心して生活できるよう、生活関係情報を入手しやすい環境づくりや相談体制を充実させます。

具体的な取組	担当課
<ul><li>・多言語による防災ガイド・避難所マップ、生活ガイドブックの配布</li><li>・市公式ウェブサイトにおける多言語表記の実施</li><li>・市民団体による外国人を対象とする日本語教室の充実</li><li>・市民団体との連携による国際交流事業の推進</li></ul>	企画政策課
• 外国語版「あま市ごみの分別と出し方のルール」の活用と、市指定ゴミ袋への QR コード掲載による周知	環境衛生課

#### 施策③ 外国人児童生徒の教育への配慮

外国人児童生徒に対して日本語の指導をはじめとする適切な支援を行います。

具体的な取組	担当課
<ul><li>・必要に応じた日本語個別指導</li><li>・スクールサポーターによる外国人児童生徒への教育支援</li></ul>	学校教育課

#### 施策③3 ひとり親等生活困窮者への支援

ひとり親等生活困窮者の生活が安定するように福祉制度を充実させ、様々な支援を行います。

具体的な取組	担当課
<ul><li>・母子・父子自立支援員による就業相談</li><li>・母子家庭等自立支援給付金の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付事業の実施</li></ul>	
<ul><li>生活に関わるあらゆる相談にきめ細かに対応するための母子家庭等相談の実施</li><li>児童扶養手当や遺児手当(県・市)の支給</li><li>ひとり親家庭の子どもへの生活・学習支援</li></ul>	子育て支援課
• 女性の再就職のためのセミナー等の情報提供	人権推進課
• 医療費の自己負担額助成	保険医療課
• 就学援助費の支給	学校教育課
• 生活困窮者への支援	社会福祉課

#### 施策③ 性の多様性と性的マイノリティへの理解促進

性的指向・性自認(性同一性)の多様性についての理解を促進し、性的マイノリティの人権を尊重する意識啓発に努めます。

具体的な取組	担当課
・性的指向・性自認(性同一性)の多様性(SOGI)について理解を深める ための講座の開催や、啓発物の配布 ・性的マイノリティ(LGBT 等)の人権に関する講座の開催や、啓発物の 配布	人権推進課





# 基本方針9

# 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

年齢や、障がいの有無、国籍やルーツ、さらには部落差別(同和問題)等を理由に、困難な状況に置かれている人々がいます。それに加え、女性であるために、より複合的に困難な状況に置かれる場合があります。

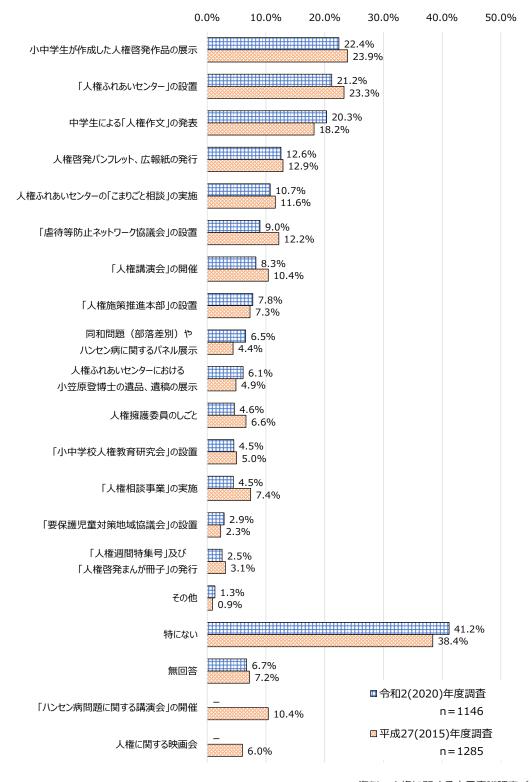
困難を抱える女性等の支援には、その背景に複合的な要因が存在する可能性があることを踏まえ、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない取組や、当事者の事情に配慮した相談支援が必要です。

本市においても様々な困難を抱える人々への支援として相談事業を実施していますが、 市民意識調査によると、人権問題に関する施策の認知状況については、「人権相談事業の実施」は4.5%と、前回調査とに比べてさらに認知度が低下している状況にあります。

誰もが気軽に相談できる環境の整備や、各種相談機関との連携強化など、相談支援体制の一層の充実に加え、様々な困難を抱える人々が、自立や社会参画への意欲が妨げられることなく安心して暮らすことができるよう、男女共同参画の視点に立ってそれぞれの状況に十分配慮しながら、施策や取組を進めていきます。



#### 問:本市では、人権問題に関して以下のことを行っていますが、ご存じのものはありますか。



資料:人権に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)

#### 施策③ 複合的に困難な状況に置かれている人々への理解促進

複合的に困難な状況に置かれている人々への理解の促進を図るため、人権尊重の観点から人権教育や人権啓発を進めていきます。また、複合的に困難な状況に置かれている人々が安心して暮らしていけるよう、様々な施策が行き届くための取組を実施します。

具体的な取組	担当課
<ul><li>・広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による情報の提供</li><li>・人権の尊重に関する講演会、映画会、パネル展示、セミナー等の開催</li><li>・啓発用 DVD の貸出し</li><li>・国、県、市の施策・政策の市の公共施設等における周知</li></ul>	人権推進課
・人権尊重の精神を身につけるための人権教育の実施	学校教育課

#### 施策36 相談体制の充実

女性や子どもに関する人権問題をはじめ、高齢者、障がいのある人、外国人、部落差別(同和問題)等人権に関わる様々な問題に対応するため、人権擁護委員等による身近な相談窓口や専門家による相談窓口を開設します。

寺口外による旧談志口を用設しより。	
具体的な取組	担当課
<ul><li>・広報、市公式ウェブサイト等を利用した相談開催日の周知</li><li>・相談関係機関との連携強化</li><li>・複合的な課題やニーズに対応するための重層的支援体制の整備</li><li>・複合的な課題やニーズに対応できるよう、各分野の相談員を対象とした研修の実施</li></ul>	関係各課

#### 基本方針 10

# 生涯を通じた女性のこころとからだの健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、互いに尊重し合い生涯にわたって健康で自分らしい生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて基本となるものです。

女性は、妊娠・出産や、子宮がんや乳がん、更年期障害といった女性特有の疾患など、 生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

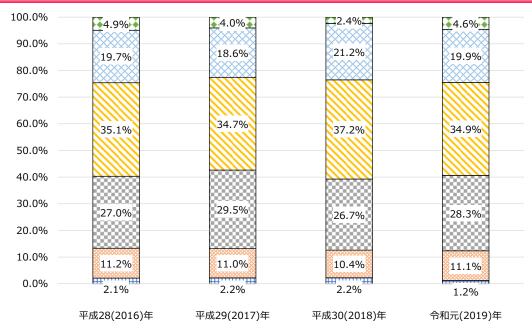
特に、妊娠・出産は女性にとって心身ともに大きな変化があり、女性の健康支援にとっても大きな節目となります。近年では、婚姻・出産年齢が上昇するとともに、女性のライフスタイルも多様化しており、出産に伴うリスクが大きくなることが懸念されることから、安心して子どもを産むことができるよう環境を整備することが大切です。そのため、妊娠時から乳幼児期まで一貫した切れ目のない母子保健サービスを提供します。

また、身体の発達とともに子どもの性の早熟化が進んでいる中で、子どもたちが「性と人権」について正しい知識・情報を得ることができるような教育・啓発が重要です。望まない妊娠や性感染症に関する適切な予防について的確な判断ができるよう、早い時期からの思春期保健対策を進めていくとともに、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の啓発を推進します。

身体的な変化だけでなく、精神的にも大きな変化を遂げる思春期、さらに、身体的変化に伴い精神的に不安になるなど、心身のバランスを崩しやすくなる更年期等、女性のライフステージごとの課題に応じた心と体の健康づくりを支援します。

さらに、「人生 100 年時代」を見据え、健康寿命の延伸や健康支援の充実を図ります。

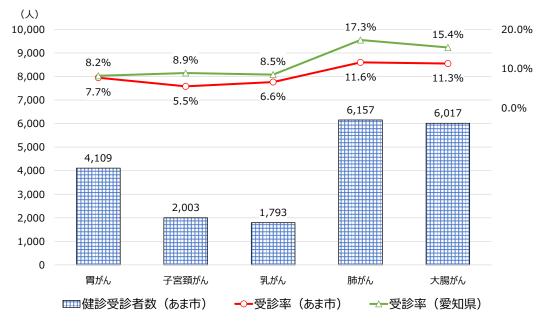
#### 出生児の母の年齢階級別割合の推移



□ 20歳未満 □ 20~24歳 □ 25~29歳 □ 30~34歳 □ 35~39歳 □ 40歳以上

資料:愛知県衛生年報

#### がん検診受診者数及び受診率(令和元(2019)年度)



資料:あま市・・・健康推進課

愛知県・・・「令和元年度 がん検診の実施状況」 ※愛知県受診率は名古屋市を除く

#### 施策③ 健康増進事業の推進

市民が自らの健康について自覚を深め、継続的で主体的に生涯を通じて健康づくりに取り組めるよう支援します。

具体的な取組	担当課
<ul><li>・各種検診・健康診査の実施</li><li>・健康教室の開催</li><li>・健康相談の実施</li><li>・健康づくりボランティアの活動支援</li><li>・がん予防をはじめとした生活習慣の知識の普及</li><li>・公認心理師による心の悩みなどの個別相談の実施</li></ul>	健康推進課

#### 施策38 地域スポーツの推進

スポーツを通した健康づくりを進めるため、地域で気軽にスポーツに親しむための取組を行います。

具体的な取組	担当課
<ul><li>気軽に参加できるスポーツイベントの開催</li><li>スポーツを推進している団体への支援</li></ul>	スポーツ課

#### 施策39 母子保健事業の充実

健やかな子どもを産むことができるよう、妊婦健診をはじめとする支援体制を充実させます。 また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応 するとともに、多様な教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を行い ます。

具体的な取組	担当課
<ul> <li>・妊婦健康診査費用の助成</li> <li>・産後健康診査費用の助成</li> <li>・妊娠中の不安の軽減のための家庭訪問</li> <li>・出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の予防を目的とした「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施</li> <li>・妊婦とその夫を対象としたマタニティ教室の開催</li> <li>・一般不妊治療費の助成</li> <li>・妊娠・子育てつなぐサポート事業の実施</li> </ul>	健康推進課
・子育てコンシェルジュ事業の実施	子育て支援課

#### 施策④ 学校等との連携による思春期保健の推進

学校等との連携を図り、男女がお互いの性と健康について理解し、尊重しあうことができるよう情報提供を行います。

具体的な取組	担当課
• 子どもたちの年齢に応じた保健学習、健康学習の実施	学校教育課
・ 学校保健委員会等で適切な性教育や思春期教育の実施	健康推進課
• 性教育や思春期教育に関する啓発物の設置	人権推進課

#### 施策40 女性の生涯にわたる健康づくりへの支援

女性に特有のがんである子宮がんや乳がんの早期発見・早期治療につなげるため、子宮がん・ 乳がんに関する適切な知識やがん検診の必要性について、情報提供、普及啓発に努め、検診の 受診率向上を目指します。

具体的な取組	担当課
<ul><li>・節目対象者における子宮がん、乳がんの無料検診の実施</li><li>・妊娠期の子宮がん検診費用の助成</li><li>・健康教室等で、年齢に応じた健康教育の実施</li><li>・健診の結果説明会で、年齢に応じた説明を実施</li></ul>	健康推進課
• 女性のライフステージに応じた健康に関する啓発物の設置	人権推進課

進

#### 基本方針 11

# 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

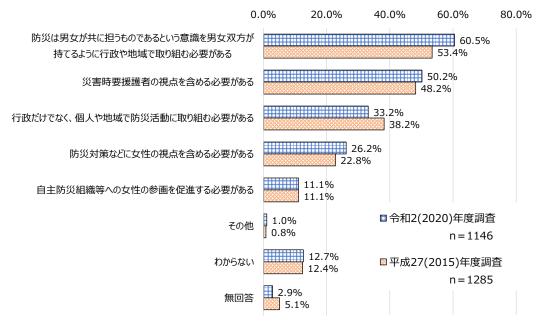
近年では、毎年のように大規模な災害が発生しており、今後は本市においても大規模な 災害による被害を受けるおそれがあります。このような状況の中で、防災対策や災害時の 対応を定めておく必要がありますが、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分 配慮する必要があります。

国においては、平成 23 (2011) 年の東日本大震災等、過去の災害の教訓をもとに、防災対策や災害対応について男女共同参画の視点を取り入れることの重要性が認識されています。令和2 (2020) 年5月には、内閣府で「災害対応力を強化する女性の視点〜男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定され、「女性は防災・復興の「主体的な担い手」である」、「男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置づける」などの方針が示されているほか、同年 12 月に策定された「第5次男女共同参画基本計画」においても、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」が重点的に取り組む個別分野の一つとされ、「防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進」、「復興における男女共同参画の推進」等の取組が強化されています。

市民意識調査によると、地域の防災(災害対策)活動の推進について、「防災は男女が共に担うものであるという意識を男女双方が持てるように行政や地域で取り組む必要がある」が60.5%と、平成27(2015)年度調査に比べて約7ポイント上昇しています。

男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被害者支援などを実施し、地域の防災力を向上させるため、これまで男性を中心として考えられていた防災や復旧・復興等の全ての局面における意思決定過程に女性の参画を促進し、女性や要支援者に配慮した防災体制の確立に努めます。

#### 問:地域の防災(災害対策)活動を推進するにあたり、あなたはどのようにお考えですか。



資料:人権に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)

# 施策④ 防災分野における男女共同参画の推進

防災分野において、男女のニーズの違いなど、男女の視点に配慮した防災活動を進めます。

具体的な取組	担当課
• 市の防災会議への女性の登用	安全安心課
・ジェンダーの視点による災害対策強化のための啓発、連携体制の推進	人権推進課



# 基本目標4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり

# (あま市DV防止基本計画)



# 基本方針 12

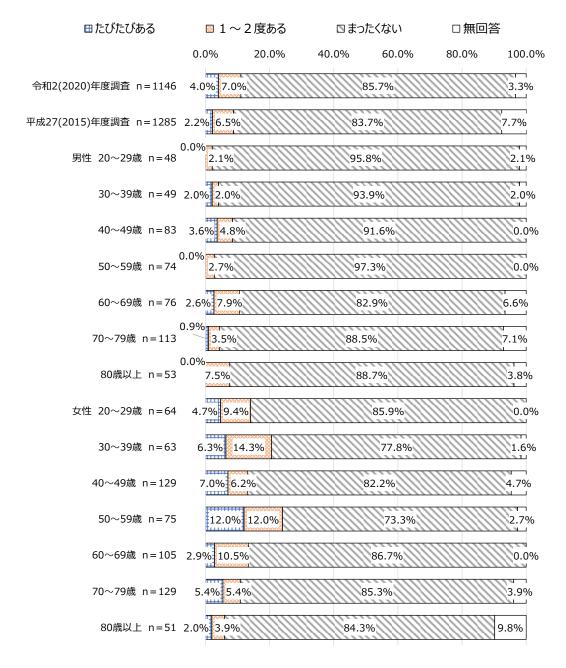
# 暴力の根絶に向けた意識啓発

相手の人権を侵害し、恐怖と不安を与える性犯罪・性暴力、DV、ストーカー行為などの暴力は、いかなる場合においても許される行為ではありません。こうした暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響も大きく、被害者のその後の人生に大きな支障をきたす深刻な問題です。そして、DV 等の暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には男性優位の社会構造や偏見・思い込みが大きく影響しています。

性犯罪・売買春・人身取引等の暴力や交際相手等からの直接的な暴力だけでなく、インターネットや SNS などのコミュニケーションツールの発展・普及により、女性や子どもを性的あるいは暴力行為の対象として捉えた表現が氾濫し、それらが他人の目が届かないところで行われているという問題があります。また、若年女性が誘拐・監禁される事件が発生するなど、暴力による被害はより陰湿、悪質なものになっています。さらに、女性への暴力行為が、子どもへの暴力に連鎖していくなど、個人の尊厳が際限なく傷つけられていくことも懸念されます。

市民意識調査によると、DV を受けたことが"ある"と回答した方は、全体の1割程度(11.0%)となっており、特に30代から50代の女性のDV経験が多くなっています。 多様な考え方や生き方が混在している中で、暴力行為は、誰もが被害者あるいは加害者になり得ます。個人の尊厳を踏みにじる暴力は許されない行為であるという意識を徹底するために、様々な媒体を通じて暴力根絶に向けた啓発活動、情報提供に努め、人権意識の向上を目指します。

#### 問:あなたはこれまでに、DVを受けたことがありますか。



資料:人権に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)

#### 施策43 暴力防止に関する啓発・情報提供の推進

男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくための啓発と情報提供を推進します。

具体的な取組	担当課
・暴力防止に関するパンフレットの配布 ・DV 相談の窓口等、相談機関の情報提供	子育て支援課
・DV 防止の啓発資料の配布 ・女性に対する暴力をなくす運動期間(11 月 12 日~25 日)について 広報に掲載し、パネル展及び市施設のパープル・ライトアップを実施	人権推進課
<ul><li>・広報を用いて相談の案内</li><li>・市公式ウェブサイトを通じた情報提供</li><li>・巡回労働相談の実施、情報提供</li></ul>	産業振興課

# あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり(あま市DV防止基本計画)

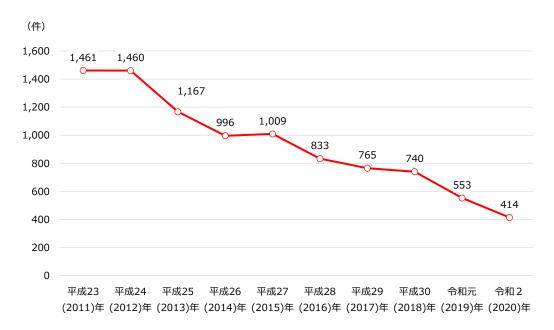
# 基本方針 13

# 犯罪防止に配慮した環境整備

近年では、都市化、高齢化の進行、人間関係の希薄化、核家族化や単身世帯の増加など、様々な社会構造の変化やライフスタイルの多様化に伴い、地域における連帯意識が薄れ、地域社会の犯罪抑止機能の低下が懸念されています。このような中で、犯罪そのものの多様化や、より巧妙な手口による犯罪被害が増えるなど、地域の安全が脅かされている状況が不安視されます。

市民一人ひとりの防犯意識を向上させ、犯罪の未然防止を図るとともに、地域が連携して犯罪行為の早期発見・通報や、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進します。

#### あま市における刑法犯の認知件数(平成23年~令和2(2020)年)



資料:安全安心課「津島警察署」

#### あま市における刑法犯の認知件数(令和2(2020)年)

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯	合計
認知件数	2件	30 件	284 件	23 件	5件	70 件	414件
割合	0.48%	7.25%	68.60%	5.56%	1.21%	16.91%	100.00%

資料:安全安心課(令和3(2021)年3月末日現在)

#### あま市不審者情報配信メールの種類別件数(令和2(2020)年)

	不審者	わいせつ 行為	振り込め 詐欺	窃盗	その他	合計
配信件数	13 件	〇件	3件	〇件	4件	20 件

資料:安全安心課(令和3(2021)年3月末日現在)

#### 施策44 地域における防犯対策の推進

市と市民が連携して犯罪被害にあわないための活動や犯罪を抑止する環境整備の充実に努め、犯罪を起こさせない地域づくりを進めます。また、防犯意識を高めるための活動を推進します。

0.50	
具体的な取組	担当課
<ul> <li>おはこんあいさつ運動の推進</li> <li>防犯啓発プレートの配布</li> <li>自転車防犯パトロールの推進</li> <li>青色防犯パトロール団体の活動促進</li> <li>地域防犯灯の設置支援</li> <li>広報、市公式ウェブサイト、街頭啓発等による情報提供や啓発活動</li> <li>公用車による青色防犯パトロールの実施</li> <li>防犯カメラの設置</li> </ul>	安全安心課

あ

# 基本方針 14

# 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実

市民意識調査によると、DV を防止するために必要な事柄については、「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」が 57.7%と最も多く、被害者救済のための社会資源が必要とされています。

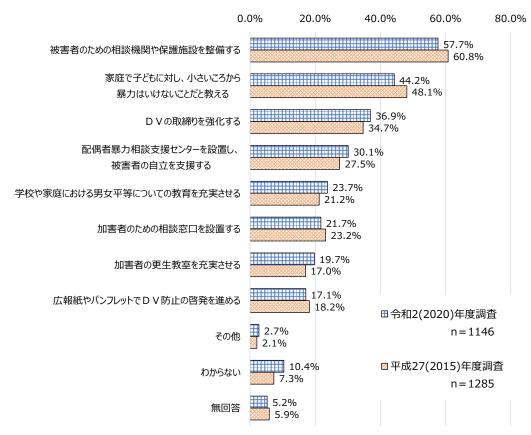
暴力による PTSD (Post Traumatic Stress Disorder: 心的外傷後ストレス障害) は、その後の被害者の日常生活に長く重大な影響を及ぼします。特に DV 被害者の子どもは、DV の目撃体験のみならず、DV 加害者から虐待を受けているケースも少なくなく、その影響は深刻です。

このため、DV 被害者等の相談・支援においては、発見、相談から一時保護や、自立生活の 支援など、それぞれのケースに応じて様々な機能を持った関係機関や民間団体などが情報を共 有し、連携して対応することが求められています。

また、DV 被害者の自立には、心理的ケアのみならず、新しい生活を始めるために、住まいや就労先を探すこと、子どもがいる場合は保育所等への入所等、新たな生活を迎えるにあたって個人情報の保護に配慮しつつ、様々な手続きが必要です。

被害を潜在化させず、適切な支援につなげていくため、相談機関の周知や積極的な情報提供、相談機能の強化を図るとともに、被害者の安全確保、法的手続きの支援、自立支援など、切れ目のない被害者支援体制の充実を図ります。

#### 問:DVを防止するために、どのようなことが必要だと思いますか。



資料:人権に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)

# 施策④ 相談・支援体制の充実と周知

DV や虐待に関する相談窓口を広く周知し、被害の早期発見に努めるとともに、関係機関との連携を充実し、被害者の実情に応じた切れ目のない支援を行います。

具体的な取組	担当課
<ul><li>・DV 被害者の安全確保と一時保護の実施</li><li>・窓口のワンストップ化の推進</li><li>・相談員の資質向上</li><li>・DV や虐待に関する相談機関の情報提供</li></ul>	子育て支援課
• 住民基本台帳の閲覧等に関する取扱いの周知徹底	市民課
<ul><li>毎月の広報及び市公式ウェブサイトに高齢者の DV や虐待に関する相談窓口を掲載</li><li>あま市虐待等防止ネットワーク協議会や実務者会議の開催を通じた各課、各機関との連携</li></ul>	高齢福祉課
・広報・市公式ウェブサイトで、障がいのある人の相談窓口を周知	社会福祉課
<ul><li>・DV や虐待に関するリーフレットやポスターの掲示</li><li>・こんにちは赤ちゃん訪問(乳児全戸訪問)の実施</li><li>・妊娠・子育てつなぐサポート事業としての要支援検討会の開催</li></ul>	健康推進課
・DV や虐待の早期発見・未然防止を図るため、リーフレット等を児童生徒へ配布	学校教育課
・各課、各機関の連携による DV 被害者支援体制の強化	関係各課

		第2次計画策定時	目標値 令和 13(2031)年度		
基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革					
【市民意識の変化】 「男は仕事、女は家庭」という考え方に う思わない」人の割合	こついて「そ	56.4% 令和2(2020)年度	65.0%		
【市民意識の変化】 学校教育の場において「男女の地位が平等である」と思う人の割合		61.7% 令和2(2020)年度	71.0%		
【市民意識の変化】 地域・職場などにおいて、方針決定の場へ"参画 したい"と思う女性の割合(「参画したいと思う」 「どちらかといえば参画したいと思う」の合計)		21.4% 令和2(2020)年度	30.0%		
基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進(あま市女性活躍推進計画)					
審議会、委員会への女性登用率		27.5% 令和3(2021)年度	30.0%		
一般行政職主査級担当職以上に占める女性職員 の割合		37.8% 令和2(2020)年度	40.0%		
ファミリー・フレンドリー企業の登録企業数		11 社	21 社		
基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進					
特定健診受診率		42.8% 令和2(2020)年度	56.0%		
マタニティ教室の参加率	母親	15.6% 令和2(2020)年度	25.0%		
	父親	9.7% 令和2(2020)年度	12.0%		
消防団員に占める女性の割合		0.3% 令和3(2021)年度	3.0%		
基本目標4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり(あま市 DV 防止基本計画)					
あま市における1年間あたりの犯罪認	知件数	414 件 令和2(2020)年度	320件以下		
【市民意識の変化】 「これまでに、DV を受けたことがある」と答え た人の割合		11.0% 令和2(2020)年度	10.0%以下		
【市民意識の変化】 DV 被害者の相談できなかった理由として「誰 (どこ)に相談してよいのかわからなかったか ら」と回答した人の割合		11.1% 令和2(2020)年度	0.0%		

# 第4章 計画の推進

# 1 庁内における計画推進体制の充実

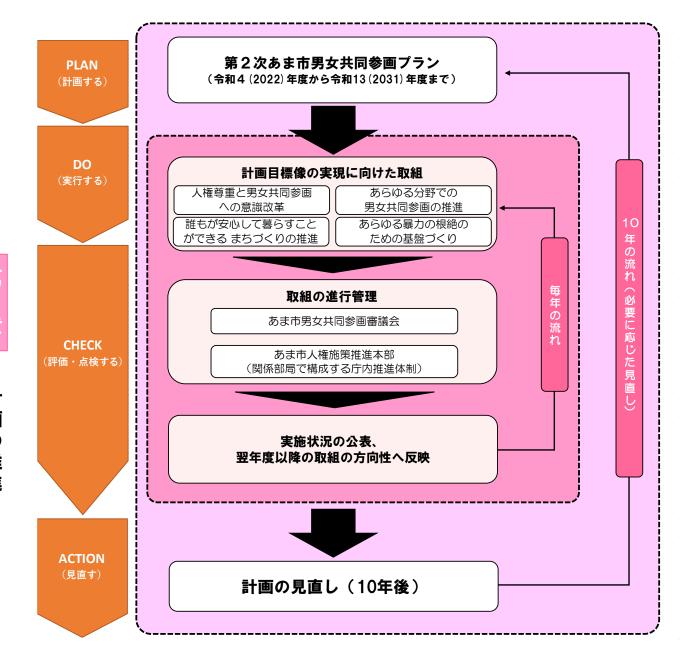
男女共同参画を進める上で、行政の果たす役割は大きく、施策はあらゆる分野にわたるため、すべての職員が男女共同参画の視点を持って事業実施に取り組むことが重要です。また、全庁あげて男女共同参画を推進するため、「あま市人権施策推進本部」を中心に関係部局と連絡調整を図りながら整合性を持って各施策に効果的に取り組みます。また、職員一人ひとりに対しては、男女共同参画に関する研修や男女共同参画の施策を推進する中で、男女共同参画についての理解の浸透を図ります。

# 2 市(行政)、市民、事業者等との連携

男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりが自分自身のこととして理解し、 自主的に取り組んでいくとともに、事業者等の主体的な参画が重要です。市(行政)、市民、 事業者等の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を進め、事業の協働実施 等の取組を推進します。

# 3 計画推進のための進行管理と評価

本計画をより実効性のあるものとするためには、施策の効果などを検証・評価し、必要に応じて実施方法などを見直していくことが重要です。そのために男女共同参画に対する市民意識調査をおおむね5年をめどに実施し、様々な取組に市民の意識を反映し、その浸透度や施策の効果を検証します。また、本計画に位置づけられる取組については、関連する部署において1年に1回実施状況を確認し、公表します。さらに、「あま市男女共同参画審議会」において計画の検討・見直しを行います。



# 資料編

# 1 市民ワークショップ結果概要

令和3年度に実施した市民ワークショップで出た主な意見については、以下のとおりです。

#### 家 庭

- ・家事は女性の役割だと決めつける風潮・慣習がある、専業主夫のイメージがあまりない
- 家事分担が不公平、最初は家事を夫婦で分担されているが、そのうちなくなってしまう
- ・子育ては女性の役目、男性は育児をするものではないという世間のイメージ(がある)
- 男性が育児に参加するとイクメンパパと呼ばれる(男性の育児も当たり前の事ではないか?)
- 育休、時短勤務をするのは女性中心
- 子どもの健診時の"家族"での参加は、母親だけが来ることが多い
- 子どもや家庭の用事で仕事を休んだり早退したりするのは女性が多いように思う
- ・家事を協力してやるという意識を持ち、その姿を子どもたちにも見せる
- 胎児のときからパートナーと一緒に、またはパパだけの教室(離乳食づくり、幼児食づくり等)、身近で一緒に家庭を作る、男性が家事・育児をする日を決める
- 男女にこだわらず、幼少期から家事をする習慣づくり
- 育児の軽減=働き方改革、フレックス制度の導入
- 選択的夫婦別姓の推進
- 子どもに愛情の貯金をする(老後も同じ)、男女の役割について、家族で話をする
- ・DV 加害者へのフォロー(窓口)が必要
- 社会保険の被扶養者をなくす

#### 学校

- ・体育教師に女性が少ない
- 部活動に男女差がある、制服やユニフォームに男女差がある
- 男女別名簿で何事も行われる(男子が先)
- 男女の教育格差、専門で男女差がある(理工系は女性が少ない)就職格差(Ex.医学部入試の女性差別問題)
- ・学校からの急な呼び出しにはいつも母親が行く、学校行事への参加は母親が多い。
- 学級委員の委員長と副委員長(どちらかが男子でどちらかが女子になる)
- PTA 会長は男性が多い、PTA 役員の女性の多さ(男性役員が少ない)、「PTA 母親代表」という役職がある
- ・子ども会へ社会人男性の参加が少ない
- 男女共同参画について学ぶ機会が少ない、人権教育の拡充 強化の必要がある
- ・ジェンダーレスの制服の作成、制服やユニフォームを選択可能にする
- 男女混合名簿を用いる
- 女性の地位向上のため、学校でのお金の教育をする、男女問わず(受験等の)合否を決める
- ・男女共同について家族で話し合う宿題を出す
- •〇〇男子高校、〇〇女子高校等、男子・女子、男・女を抜いても良いのでは?
- ・学校のPTA 役員を男女同数とする(特に会長、副会長男性で固定となっている学校が多い)、 PTA 役員を強制的に男女同数とし、年変わりする

#### 地 域

- 女性が勉強する機会がないのではないか?
- 区長は男性が多い、自治会の役員は男性高齢者ばかり、意思決定の場で役が付いているのは 男性が多い、リーダーは男性、サポート(現場)は女性の傾向がある
- 区長、自主防災組織等のリーダーで女性の活躍が少ない
- 役員の妻が仕事のほとんどをしているが、妻の名前は出てこない
- ・町内会の集会で、お茶出しや掃除は女性が行う
- 世帯主は男性であることが多い
- そもそも地域の機能自体が弱くなっている。
- 相互理解の不足(年配・若者等、男性・女性等)
- ・自治会長は女性のみとする
- 区長等の代表、実際に行動・活動される方の代表名にしていただく
- 地域では子供も一緒に参加し、役員も一人に絞らず共有する
- 防災: ソフト面 (審議会等、充て職で委員を決める人)、消防団員は男女同数
- 男女関係なく、積極的に地域活動に参加するようにする
- 親子で参加できるイベントや行事を企画する
- 地域力の大切さを啓発
- •「健康マイレージ」の男女共同参画版を作って、社会参加の機会を増やす

#### 社 会

- 上司は男性が多い、リーダーは男性が多い、重要な役は男性が行ってきたというイメージ
- 女性がリーダーとなる前例が少ない、管理職に女性が少ない
- 女性企業者がまだ少ない、女性経営者がまだ少ない、女性議員の任用
- 就職時、女性の方が採用されにくい(特に子どものいる女性)、女性が働くことに対する軽視
- ・女性社長、女性〇〇と言われる
- 政策決定時に女性の意見が反映されていない
- 女性に対する暴力が多い、男性より女性が弱いという風潮(がある)
- ・ 仕事の成果への評価が平等ではない、(男女の)賃金格差
- まだまだ再就職に厳しい社会、キャリアが途絶えて次につながらない
- 育児休暇の取得率に男女差がある、産休や育休をとった後の職場復帰がまだ厳しい、昇進が滞りがち、育休取得時、不利益(給与の減額等)にならないような取り決めが欲しい
- 家庭は女性:家庭の味=母というイメージ
- 見えない圧力がある、声を上げる=悪の習慣がある
- 男女の採用率、収入の差を成果による収入の差とする、能力評価、職務経験が同じなら差をつけない、在職年数ではなく成果で評価し、中途採用者も同じとする
- クォータ制(政策決定の場の女性参加)(女性の管理職)、管理職を強制的に男女同数として しまう、男女の年間雇用に下限を設ける
- 女性起業者への銀行の貸付に補助金を出す、起業したい人がしやすいような体制(補助金等給付)
- 組織内での男女の割合を数値化(部、課)(例:1/3、1/4以上)
- 産休、育休の取得の有無に関係なく、立候補、勤務評価により管理職への希望を出せる制度
- ・育児休暇を取りやすく、復帰しやすい制度、職場の雰囲気づくり、家庭の急な用事でも休み やすい職場の体制づくり、職場復帰プログラムの充実
- ・育児休業(休暇)、産前産後:男性・女性が同一条件で取得できるようにする(代替の職員配置)
- 仕事の補助的役割=責任が軽いというイメージを変える

# 2 男女共同参画をめぐる動き

年	世界の動き	国の動き	愛知県の動き
昭和 20 (1945)年	•「国際連合」設立		
昭和 21 (1946)年	・「婦人の地位委員会」発足	<ul><li>衆議院議員総選挙にて、戦後初の婦人参政権行使</li></ul>	
昭和 22 (1947)年		•「日本国憲法」施行	
昭和 24 (1949)年	・「人身売買及び他人の売春 からの搾取の禁止に関す る条約」採択		
昭和 28 (1953)年	・「婦人の参政権に関する条 約」採択		
昭和 30 (1955)年		・「婦人の参政権に関する条 約」批准	
昭和 31 (1956)年		•「国際連合」加盟	
昭和 33 (1958)年		・「人身売買及び他人の売春 からの搾取の禁止に関す る条約」批准	
昭和 42 (1967)年	<ul><li>「婦人に対する差別撤廃宣言」採択</li></ul>		
昭和 50 (1975)年	<ul><li>・「国際婦人年」</li><li>・「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ)</li><li>・「世界行動計画」採択</li><li>・「国連婦人の十年(1976~1985)」</li></ul>	・「婦人問題企画推進本部」 設置 ・「婦人問題企画推進会議」 開催	
昭和 51 (1976)年		•「育児休業法(女子教育職 員、看護婦、保母等)」施 行	<ul><li>総務部に「青少年婦人室」 を設置</li><li>「愛知県婦人関係行政推進 会議」設置</li></ul>
昭和 52 (1977)年		•婦人問題企画推進本部 「国内行動計画」策定	
昭和 54 (1979)年	<ul> <li>・「国連婦人の十年 ESCAP 地域会議」開催(ニューデリー)</li> <li>・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択</li> </ul>	・法務省「相続に関する民法 改正要綱試案」公表	
昭和 55 (1980)年	OECD「婦人の雇用に関するハイレベル会議」開催     「国連婦人の十年 1980年世界会議」開催(コペンハーゲン)		
昭和 56 (1981)年	・ILO 総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」及び「同勧告」を採択	・婦人問題企画推進本部 「婦人に関する施策の推 進のための国内行動計画 後期重点目標」決定	

年	世界の動き	国の動き	愛知県の動き
昭和 57 (1982)年		<ul><li>男女平等問題専門家会議 「雇用における男女平等 の判断基準の考え方につ いて」報告</li></ul>	・「第5次愛知県地方計画」 に婦人部門を位置づけ
昭和 59 (1984)年	・「国連婦人の十年 ESCAP 地域会議」開催(東京)		
昭和 60 (1985)年	・「国連婦人の十年世界会 議」開催 ・「西暦 2000 年に向けて のナイロビ将来戦略」採択	・「女子に対するあらゆる 形態の差別の撤廃に関す る条約」批准	
昭和 61 (1986)年		•「男女雇用機会均等法」施 行	
昭和 62 (1987)年		・婦人問題企画推進本部 「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」策定	
平成元 (1989)年	•「児童の権利に関する条 約」(子どもの権利条約) 採択		・「愛知県 21 世紀計画」に 女性部門を位置づけ ・「あいち女性プラン」策定
平成2 (1990)年	• 「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略に関す る第1回見直しと評価に 伴う勧告及び結論」採択		
平成3 (1991)年		・「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」第1次 改定	<ul><li>「女性総合センター基本計画」策定</li><li>「あいち女性プラン推進研究会」設置</li></ul>
平成4 (1992)年		•「育児休業法」施行 • 婦人問題担当大臣任命	
平成5 (1993)年	・「世界人権会議」開催 (ウィーン)	・「短時間労働者の雇用管理 の改善等に関する法律(パ ートタイム労働法)」施行	<ul><li>・「青少年婦人室」から「青少年女性室」へ名称変更</li><li>・「審議会等委員への女性の登用推進要綱」制定</li></ul>
平成6 (1994)年	<ul><li>ESCAP 政府間会議(アジア太平洋経済社会委員会)</li><li>「人権教育のための国連10年行動計画」採択</li></ul>	<ul><li>・「児童の権利に関する条約」批准</li><li>・「男女共同参画室」設置</li><li>・「男女共同参画審議会」設置</li><li>・「男女共同参画推進本部」設置</li><li>・「男女共同参画推進本部」設置</li></ul>	
平成7 (1995)年	<ul><li>「第4回世界女性会議」 開催(北京)</li><li>「北京宣言」及び「行動綱 領」採択</li></ul>	・ILO156 号条約(家族的 責任を有する男女労働者 の機会及び待遇の均等に 関する条約)批准 ・「育児・介護休業法」施行	
平成8 (1996)年		<ul><li>・「男女共同参画ビジョン」</li><li>答申</li><li>・「男女共同参画 2000 年プラン」策定</li></ul>	・「あいち女性プラン」研究 会設置
平成9 (1997)年		<ul><li>「男女共同参画審議会設置法」施行</li><li>「男女雇用機会均等法」一部改正</li></ul>	<ul><li>・女性問題懇話会「あいち女性プラン」見直しの基本方向について提言</li><li>・「あいち男女共同参画2000年プラン」策定</li></ul>

年	世界の動き	国の動き	愛知県の動き
平成 10 (1998)年		・「男女共同参画社会基本法について」答申	・「愛知 2010 計画」策定 (分野別計画に男女共同 参画を位置づけ) ・あいち男女共同参画推進 市町村サミット開催
平成 11 (1999)年		<ul><li>・「男女共同参画社会基本 法」施行</li><li>・「女性に対する暴力のない 社会を目指して」答申</li></ul>	
平成 12 (2000)年		・男女共同参画審議会答問 する基本方策について」、 「男女共同参画基本計画 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年	・「総務部青少年女性室」から「県民生活部社会活動推進課男女共同参画室」へ名称変更・男女共同参画懇話会提言「21 世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」
平成 13 (2001)年		<ul><li>・「男女共同参画会議」設置</li><li>・内閣府「男女共同参画局」新設</li><li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)ー部施行</li></ul>	<ul><li>・「あいち男女共同参画プラン 21~個性が輝く社会をめざして~」策定</li><li>・男女共同参画懇話会提言「男女共同参画の実現を促進するための県条例の基本方向について」</li></ul>
平成 14 (2002)年		・「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関す る法律」(DV 防止法) 完 全施行	<ul><li>「愛知県男女共同参画推進条例」施行</li><li>「愛知県男女共同参画審議会」発足</li></ul>
平成 15 (2003)年		<ul><li>「次世代育成支援対策推進法」施行</li><li>「少子化社会対策基本法」施行</li></ul>	・「男女共同参画社会の実現 に向けて〜県民と事業者 のそれぞれの取組、県の 役割〜」答申 ・「男女共同参画フォーラ ム」開催
平成 16 (2004)年		・「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関す る法律」(DV 防止法) — 部改正法施行	<ul><li>「あいち農山漁村男女共同 参画プラン」策定</li></ul>
平成 17 (2005)年	・国連婦人の地位委員会 「北京+10」開催(ニュ ーヨーク国連本部)	<ul><li>・「育児・介護休業法」改正 法施行</li><li>・女性の再チャレンジ支援 策検討会議「女性の再チャ レンジプラン」策定</li><li>・「男女共同参画基本計画 (第2次)」閣議決定</li></ul>	<ul><li>・「あいち子育て・子育ち応援プラン」策定</li><li>・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定</li></ul>

年	世界の動き	国の動き	愛知県の動き	あま市の動き
平成 18 (2006)年	・第 50 回「国連婦 人の地位委員会」 開催(ニューヨー ク国連本部)	・男女共同参画推進 参画推進 参画な宗におけるる女性委員の登用ので 進について」 ・「女性の再チャン」 ・「女・ジ支援プラン」 改定	<ul><li>「あいち男女共同 参画プラン 21~ 個性が輝く社会を めざして~」改定</li></ul>	
平成 19 (2007)年	<ul><li>第51回「国連婦人の地位委員会」 開催(ニューヨーク国連本部)</li></ul>	・「男女雇用機会均等法」改生活の調 ・「仕事と生活の調和(ワークンス) ・「仕事とでするです。 ・「仕事と生活の調力をです。 ・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	•「愛知県少子化対 策推進条例」施行	
平成 20 (2008)年	・第 52 回「国連婦 人の地位委員会」 開催(ニューヨー ク国連本部)	・「配偶者からの報表 力の保護に注 を 者の保護に注 を を は は は は は は は は は は と は は と は と は は と は	<ul><li>・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(2次)」策定</li><li>・「男女共同参画に関する意識調査」実施</li></ul>	
平成 21 (2009)年	・第 53 回「国連婦 人の地位委員会」 開催(ニューヨー ク国連本部)	•「次世代育成支援 対策推進法」改正 法施行		
平成 22 (2010)年	・第 54 回国連婦人 の地位委員会/ 「北京+15」記念 会合開催(ニュー ヨーク国連本部)	•「男女共同参画基本計画(第3次)」 閣議決定	・「あいち はぐみん プラン」策定	・七宝町、美和町、甚 目寺町の3町合併 によりあま市誕生
平成 23 (2011)年	<ul><li>「ジェンダー平等 と女性のエンパワ ーメントのための 国連機関 (略称: UN Wo men)」発足</li></ul>		<ul><li>「あいち男女共同 参画プラン2011 ー2015~多様性 に富んだ活力ある 社会をめざして ~」策定</li></ul>	・「男女共同参画に 関する市民意識調 査」実施
平成 24 (2012)年	<ul><li>第56回「国連婦人の地位委員会」 開催(ニューヨーク国連本部)</li></ul>		・「あいち仕事と生 活の調和行動計 画」策定	<ul><li>・「あま市男女共同参画推進条例」施行</li><li>・「あま市男女共同参画プラン」策定</li></ul>

年	世界の動き	国の動き	愛知県の動き	あま市の動き
平成 25 (2013)年	・第 57 回「国連婦 人の地位委員会」 開催(ニューヨー ク国連本部)	・「日本再興戦略」の 中核に「を位置」を位置 は、「ストーカーで関サートでの規制をできる ・「ストーカーで関サートで関サートで関サートで関サートで関サートで関サートでは、 ・一規制に、 ・一規制に、 ・一規制に、 ・一規制に、 ・一規制に、 ・一規に、 ・一規制に、 ・一規則に、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一	・「配偶者からの暴 力防止及び被害者 支援基本計画(3 次)」策定	
平成 26 (2014)年	・第 58 回「国連婦 人の地位委員会」 開催(ニューヨー ク国連本部)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法) 一部改正法施行	<ul><li>・「男女共同参画室」を「男女共同参画推進課」へ変更</li><li>・「女性の活躍促進監」創設</li></ul>	
平成 27 (2015)年	<ul> <li>第59回「国連婦人の地位委員会」、「北京+20」記念会合開催(ニューヨーク国連本部)</li> <li>・UnWomen日本事務所開設・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択</li> </ul>	・「女性活躍加速の ための重点策定 2015」職活定 ・「女性のるではないでは、 ではいるでは、 では、 ではいるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	・「あいち はぐみん プラン 2015 -2019」 策定	
平成 28 (2016)年	・第 60 回「国連婦 人の地位委員会」 開催(ニューヨー ク国連本部)	・「女性の名す活性」進生の程はは、法女はは、法女はの名す活施をできる。」では、女は、女性ののでは、女性のでは、女性のでは、女性のでは、女性のでは、女性のでは、一、大きなのでは、一、大きなのでは、一、大きないでは、一、大きないでは、一、大きないでは、一、大きないでは、一、大きないでは、一、大きないでは、一、大きないでは、一、大きないでは、一、大きないでは、一、大きないでは、は、ないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	<ul> <li>「あいち男女共同 参画プラン2020 ~すべての人が輝き、多様性に含える社会である社会である。</li> <li>「あいち農山の大きのであります。</li> <li>「あいち農のののでは、第2020」策定</li> </ul>	・「男女共同参画に 関する市民意識調 査」実施

年	世界の動き	国の動き	愛知県の動き	あま市の動き
平成 29 (2017)年	・第 61 回「国連婦 人の地位委員会」 開催(ニューヨー ク国連本部)	・「育児・介護 ・「育児・介護 ・「法」の ・「法」の ・「法」の ・「等法」の ・「等法」の ・「等は ・「等は ・「等は ・「特別 ・「特別 ・「大の ・「大の ・「大の ・「大の ・「大の ・「大の ・「大の ・「大の		・「あま市男女共同参画プラン(改訂版)」策定
平成 30 (2018)年	・第 62 回「国連婦 人の地位委員会」 開催(ニューヨー ク国連本部)	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行・「女性活躍加速のための重点方針2018」策定	・「配偶者からの暴 力防止及び被害者 支援基本計画(4 次)」策定	
令和元 (平成 31) (2019)年	<ul> <li>第63回「国連婦人の地位委員会」開催(ニューヨーク国連本部)</li> <li>「第5回国際女性会議WAW!」、「W20(Women20)日本開催」</li> </ul>	・「令和」に改元 ・「女性の職業生活 における活躍の推 進に関する法律」 (女性活躍推進 法)改正法施行 ・「女性活躍加速の ための重点方針 2019」策定	・「男女共同参画意 識に関する調査」、 「企業経営と女性 活躍に関するアン ケート調査」、「働 く女性向けヒアリ ング調査」実施	
令和2 (2020)年	・第 64 回「国連婦 人の地位委員会」、 「北京+25」記念 会合開催(ニュー ヨーク国連本部)	・「女性活躍加速の ための重点方針 2020」策定 ・「男女共同参画基 本計画(第5次)」 閣議決定 ・「性犯罪・性暴力対 策の強化の方針」 決定	•「あいち はぐみん プラン 2020 -2024」策定	・「男女共同参画に 関する市民意識調 査」実施
令和3 (2021)年	・第 65 回「国連婦 人の地位委員会」 開催(ニューヨー ク国連本部)	•「女性活躍・男女共 同参画の重点方針 2021」策定	<ul><li>「あい男女共同参画プラン2025~すべての人が生涯輝く、多様性にざんだ社会をめずてでしてでしてでしている。</li><li>「あいち農山漁村男女共同参画プン2025」策定</li></ul>	
令和4 (2022)年	・第 66 回「国連婦 人の地位委員会」 開催(ニューヨー ク国連本部)	・「女性の職業生活 における活躍の推 進に関する法律」 (女性活躍推進 法)改正法施行		・「第2次あま市男女共同参画プラン」策定

# 3 関連法規等

# 男女共同参画社会基本法

平成 11 年法律第 78 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力 ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、 並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
  - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内に おいて、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。 (男女の人権の尊重)
- 第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的 な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすこと により、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していること にかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策 に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する 責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は 財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)
- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る ため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」と いう。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本 計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。 (都道府県男女共同参画計画等)
- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」 という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。 (国民の理解を深めるための措置)
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査 研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進する ように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の 団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必 要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の 形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
  - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び 関係各大臣に対し、意見を述べること。
  - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府 の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総 理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する 者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の 長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力 を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要 な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。) 第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画 審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委 員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任 期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により 任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画 審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この 法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 略
  - 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の 規定 公布の日

### (委員等の任期に関する経過措置)

- 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
  - ーから十まで 略
- 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

- 第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置 は、別に法律で定める。
  - 附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄 (施行期日)
- 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次 の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する 法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第 二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年法律第 31 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

# 第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援する ことを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第 五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策 に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。) を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- ー 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計 画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ー 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、 当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う 機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その 他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整 その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす 者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。 (婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は 疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警 察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとす る。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は 疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター 等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に 応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容 について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。 (警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県 又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護 が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取

り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - ー 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミ リ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその 知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において 密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この 項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく 粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関し て配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一 項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日 以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)そ の他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の 同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の 同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - ー 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地 (保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
  - ー 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の 配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大き いと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している 子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必 要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談 し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。 (保護命令事件の審理の方法)
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しく は保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求める ものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、こ れに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は 居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、 又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五 号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発し た旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書 に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職 員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター) の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、 同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効 力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から 第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さな ければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合 について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、 当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規 定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した 後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算 して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの 命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。 (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証 人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又は その支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用 する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判 所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための 教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加 害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研 究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
  - 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生 労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に 委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用 のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
  - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

### 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻 関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定す
		る関係にある相手からの暴力を受
		けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者で	同条に規定する関係にある相手又
	あった者	は同条に規定する関係にある相手
		であった者
第十条第一項から第四項まで、第十	配偶者	第二十八条の二に規定する関係に
一条第二項第二号、第十二条第一項		ある相手
第一号から第四号まで及び第十八条		
第一項		
第十条第一項	離婚をし、又はその	第二十八条の二に規定する関係を
	婚姻が取り消された	解消した場合
	場合	

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は 第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する 第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項に ついて虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第 六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援 センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施 行する。

(経過措置)

- 第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。(検討)
- 第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等 を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条 の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体 に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの 法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」とい う。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限 る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とある のは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、 検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件 については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 略
  - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条まで の規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。
  - 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日 (その他の経過措置の政令への委任)
- 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討等)
- 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規 定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申 立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結 果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社 会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な 措置を講ずるものとする。

### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年法律第 64 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護 その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に 関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互 の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員とし ての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男 女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなけれ ばならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、 本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の青務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する 職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する 雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう

努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施 策に協力しなければならない。

#### 第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事 項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。 (都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。) を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施 策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - ー 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する 労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一 般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下 同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。 これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働 省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般 事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指 針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に 届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を 付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
  - 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第 八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。
  - ー 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
  - 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
  - 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第 二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がそ の被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受 託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十 四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告 を求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中 小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基 づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を 図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に 定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活 を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活にお ける活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
  - その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、 又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍 に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなけれ ばならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする 女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する 次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
  - その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、 創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業 生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の 紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由 なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の 役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推 進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。) の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と 理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務 及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる 措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - ー 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互 の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関 等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関 する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を 公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、 協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。 (公表)
- 第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の 停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に 処する。
- 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
  - ー 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
  - 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
  - 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
  - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わな かった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
  - 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
  - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は 虚偽の報告をした者
  - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし た者

- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は 人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料 に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得 た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、 同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、 必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措 置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公 布の日
  - 二•三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
  - 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 (罰則に関する経過措置)
- 第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)
- 第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)
- 第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択 1979年12月18日(国連第34回総会) 日本国 1980年7月17日署名 1985年6月25日批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負つていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要と するものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国 による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調 し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかつた女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために 女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、 次のとおり協定した。

#### 第一部

# 第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

#### 第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。) をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

#### 第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

#### 第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

#### 第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

#### 第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

### 第二部

#### 第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b)政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き 及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

#### 第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締 約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、 妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

#### 第三部

# 第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、 特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校 施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の 撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、 また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することによ り行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g)スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h)家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

#### 第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、 雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利

- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障) についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 2 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

# 第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a)家族給付についての権利
- (b)銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第十二条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃する ためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d)技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e)経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件) を享受する権利

#### 第四部

#### 第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第十六条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。) としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e)子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利 の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f)子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に 係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h)無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の 登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなけ ればならない。

### 第五部

#### 第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後は 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各 締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合に おいて行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出 席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て 指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員の うち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後 直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定 に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了する ものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載すること ができる。

#### 第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第二十条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において 開催する。

#### 第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、 また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行う ことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合に はその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、 代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの 条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

#### 第六部

#### 第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献する ものに影響を及ぼすものではない。

- (a)締約国の法令
- (b)締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

### 第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

### 第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務 総長に寄託することによって行う。

#### 第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

# 第二十七条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30 日目の日に効力を生ずる。

#### 第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生する。

#### 第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつで もその留保を撤回するこ。とができる

#### 第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文 とし、国際連合事務総長に寄託する。

# 日本国憲法(抜粋)

昭和 21 年 11 月3日公布 昭和 22 年 5月3日施行

- 第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的 人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。
- 第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負心。
- 第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、 政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、 又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。
- 第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

### あま市男女共同参画推進条例

平成 24 年あま市条例第5号

日本国憲法には、すべて国民は、個人として尊重され、また法の下に平等であると明記されています。あま市では、この憲法の基本理念にのっとり人権尊重を基盤とした住みよいまちづくりに取り組み、すべての市民が平等である地域社会を目指してきました。しかしながら、依然として家庭、学校、地域、職場等における慣行の中に、性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、男女が平等に社会に参画するには、なお一層の努力が必要になっています。

また、少子高齢化の進展や社会情勢の変化に対応し得る多様性に富んだ活力ある社会を築くためには、家庭生活や社会生活のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していくことが重要です。

ここに、わたしたちは、男女共同参画の推進にかかる基本理念を明らかにし、男女が、自分らしさと能力を十分に発揮し、互いに思いやり、認め合い、高めあって、輝くことのできる社会を共に創ることによって、「共創都市」をうたうあま市が、誰もが住みよく、希望にあふれた心豊かなまちとなることを願い、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。)の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することによって、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
  - (2) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
  - (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
  - (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、生活の環境を害すること又はその相手に不利益を与えることをいう。
  - (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者若しくは恋人等親密な関係にある、又は親密な関係にあった異性に対して振るわれる身体的、精神的及び経済的な暴力行為をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
  - (1) 男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野において性別による差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として能力を十分発揮できる機会が均等に確保されること。

- (2) 男女は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行によって、その活動の選択を阻害されることのないよう配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等な構成員として家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に対等に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女は、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動に対等に参画し両立することができるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画社会の実現に向けた取組は、国際的視野の下に行うこと。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画施策 を総合的に実施する責務を有する。
- 2 市は、市民及び事業者と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。 (市民の責務)
- 第5条 市民は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっ とり自ら積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 市民は、男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に平等に参画できる機会の確保 に努めるとともに、男女が家庭生活及び職場生活を両立できるよう職場環境を整備することに努めるものとする。
- 2 事業者は、男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 性別を理由とする差別的取扱い
  - (2) セクシュアル・ハラスメント
  - (3) ドメスティック・バイオレンス

(市民に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において性別による固定的な役割分担及び異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定める ものとする。
- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(家庭生活における活動と他の諸活動の両立支援)

第 10 条 市は、男女がともに育児、介護その他の家庭生活における活動と学校、地域、職場等における家庭生活以外での活動を両立することができるように必要な支援を行うよう努めなければならない。

(教育及び学習に対する支援)

第 11 条 市は、男女共同参画について理解が深まるように、幼児期からの学習を支援するとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(生涯を通じた健康支援)

第 12 条 市は、男女が互いに性差を理解し、生涯を通じて心身ともに健康に過ごすことができるよう、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(情報提供及び広報活動)

- 第 13 条 市は、男女共同参画の推進活動を行う市民及び事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うとともに、男女共同参画に関する理解を深めるための広報活動を行うものとする。 (参画機会の拡大)
- 第14条 市は、市民及び事業者と協力し、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別にかかわりなく能力を発揮する機会が均等に確保されるよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第 15 条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な推進体制を整備するよう努めなければ ならない。

(調査研究)

- 第 16 条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究及び情報の収集を行わなければならない。 (相談の対応)
- 第17条 市は、男女共同参画の推進を阻害する権利侵害に関する市民、事業者等からの相談に対応するため、関係機関との連携を図り、支援体制の整備充実に努めなければならない。

(男女共同参画審議会の設置)

- 第 18 条 市に、あま市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する必要事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し意見 を述べることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 (委任)
- 第19条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

# 4 「第2次あま市男女共同参画プラン」の策定体制

# (1) あま市男女共同参画審議会規則

#### あま市男女共同参画審議会規則

平成 24 年あま市規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、あま市男女共同参画推進条例(平成24年あま市条例第5号)第18条第4項の規定に基づき、あま市男女共同参画審議会(以下「審議会」)という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

- 第3条 委員は、学識経験者その他市長が適当と認めたもののうちから市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長)
- 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席)
- 第6条 審議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審審議会の庶務は、企画財政部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って 定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後最初に開催される審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、 市長が招集する。

### (2) あま市人権施策推進本部要綱

#### あま市人権施策推進本部要綱(抜粋)

平成 22 年あま市訓令第60号

(設置)

第1条 人権に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、あま市人権施策推進本部(以下 「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1)人権教育及び啓発に関する行動計画の策定及び推進に関すること。
  - (2) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
  - (1) 本部長は、市長をもって充てる。
  - (2) 副本部長は、副市長、教育長をもって充てる。
  - (3) 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

- 第4条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

(幹事会)

- 第6条 推進本部に幹事会を置く。
  - (1) 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者(以下「幹事」という。) をもって構成する。
  - (2) 幹事会は、企画財政部長が招集し、議長となる。
  - (3) 幹事会には、必要に応じて幹事以外の者を出席させ、意見聴取又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 幹事会は、その所掌事務について検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部に関する庶務は、企画財政部人権推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関する事項は、本部長が定める。

附則

この訓令は、平成22年3月22日から施行する。

附則

(略)

別表第1、別表第2 略

# (3) あま市男女共同参画審議会委員名簿

令和3年4月1日現在

氏 名	所 属 等			
◎ 井村 なを子	あま市民生委員児童委員協議会			
〇 近藤 純子	あま市行政相談委員/人権擁護委員/愛知県男女共同参画人材 育成セミナー修了			
佐 藤 理津子	愛知県男女共同参画人材育成セミナー修了/海部津島女性の会			
SHOUKAT AISHA	あま市国際交流協会			
杉本 正明	あま市社会福祉協議会			
角 田 香代子	あま市行政相談委員/愛知県男女共同参画人材育成セミナー修 了/海部津島女性の会			
保木井 研 次	愛知県女性相談センター			
村 上 千代子	あま市女性の会/あま市人権施策推進審議会委員/女性運転者 友の会			
山田 精二	あま市商工会			
吉田 栄美	愛知県男女共同参画人材育成セミナー修了/海部津島女性の会			

(50 音順·敬称略)

※ ◎:会長 ○職務代理者

# (4) 「第2次あま市男女共同参画プラン」の策定経過

年	日時	内 容		
令和2(2020)年	4月22日	第1回あま市人権施策推進本部及び幹部合同会議 〇「あま市男女共同参画プラン」に係る令和元年 度事業実績及び令和2年度実施計画の作成に ついて 〇市民意識調査について		
	5月29日	第1回あま市男女共同参画審議会		
	7月9日	第2回あま市人権施策推進本部及び幹事合同会議 〇「あま市男女共同参画プラン」に係る令和元年 度事業実績及び令和2年度実施計画について 〇市民意識調査について		
	8月 17日から8月 28日まで	市民意識調査の実施		
	11月2日	第2回あま市男女共同参画審議会 〇審議会等への女性の登用状況報告について		
令和3(2021)年	4月28日	第1回あま市人権施策推進本部会議 〇「あま市男女共同参画プラン」に係る令和 2 年度事業実績及び令和3年度実施計画の作成 等について		
	6月24日	第1回あま市男女共同参画審議会 〇市長より審議会へ諮問 〇あま市男女共同参画プラン令和2年度実施状況調査報告書について 〇第2次あま市男女共同参画プランの策定について		
	7月~10月	市民ワークショップの開催(全3回)		
	10月20日	第2回あま市人権施策推進本部会議 〇第2次あま市男女共同参画プランの策定につ いて		
	10月29日	第2回あま市男女共同参画審議会 〇審議会等への女性の登用状況報告について 〇第2次あま市男女共同参画プラン(骨子案)に ついて		
	12月17日	第3回あま市人権施策推進本部会議 〇第2次あま市男女共同参画プランの策定につ いて		
	12月20日	第3回あま市男女共同参画審議会 〇第2次あま市男女共同参画プラン(素案)につ いて		

年	日時	内 容		
令和4(2022)年	1月6日から2月4日まで	パブリックコメントの実施		
	2月22日	第4回あま市人権施策推進本部会議 〇第2次あま市男女共同参画プランの策定につ いて		
	3月11日	第4回あま市男女共同参画審議会 〇第2次あま市男女共同参画プラン(素案)に対するパブリックコメント結果について 〇第2次あま市男女共同参画プランについて 〇審議会から市長へ答申		

# 5 用語集

# あ行

#### アジェンダ

検討すべき課題・議題のこと。

#### エンパワーメント

個人や集団が本来持っている潜在能力を引き出し、湧き出させること。日本語では「権限委譲」 や「能力開花」と訳される。

「女性のエンパワーメント」とは、女性一人ひとりが自分自身を尊重し、自己決定力や仕事の能力、経済力をつけ意思決定の場に参画するなど、あらゆる場面で社会を変革する力をつけていくことをいう。

# か行

### カウンセリング

専門知識やスキルを持ったカウンセラーとの対話を通じて自分の抱える悩みやつらさの解消を 目指すプロセス。

#### 隠れたカリキュラム

教育する側が意図する・しないに関わらず、学校における制度や慣行、教員の言葉や態度などを通して、学校のフォーマルなカリキュラムの中にはない、知識、行動の様式や性向、意識やメンタリティが、教師や仲間の生徒たちから学び取られるものを指す。「潜在的カリキュラム」とも表現される。

# 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」というように、性別を理由に して、役割を固定的に分ける考え方。

#### コミュニケーションツール

意思や情報の伝達に利用される道具のこと。

#### コンシェルジュ

利用者が満足できるサービスを提供するプロフェッショナルのこと。

「子育てコンシェルジュ」とは、保護者からの相談を受け、それぞれのニーズに合った子育て支援サービスについて情報提供・助言を行う専門の相談員のことを指す。

# さ行

#### ジェンダー

社会的・文化的につくられる性別(gender)のこと。 生物学的な性別(セックス sex)に対して使われる。

#### 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)

公平な女性の権利を目的に女子差別の撤廃を定めた多国間条約。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。

昭和54(1979)年の第34回国連総会において採択され、昭和56(1981)年に発効した。 日本は昭和60(1985)年に締結。

#### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられた。平成27(2015)年施行。

#### 性的マイノリティ

性的少数者。同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことをいう。社会の中で「これが普通」、「こうあるべき」と言われている性のあり方(=多数者)に対し、異なる性のあり方をしている(=少数者)ため、性的マイノリティと呼ばれている。

#### セクシュアル・ハラスメント

男女雇用機会均等法では、「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」、「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義されている。一般的に「セクハラ」と略される。

# た行

#### ダイバーシティ

日本語で「多様性」を意味する。

性別・国籍・人種・年齢など、様々な違いを問わず、多様な人材を認め、活用すること。

#### 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。平成 11 (1999) 年施行。

# な行

### ネグレクト

子どもに対し、その保護、養育義務を果たさず放任する行為のこと。家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなどの行為がある。

# は行

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。平成 13(2001)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」として成立・施行された後、平成 26(2014)年の法改正により現在の名称となっている。

# ハラスメント

属性や人格に関する言動などによって相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つける、「嫌がらせ」や「いじめ」のこと。

#### パワー・ハラスメント

厚生労働省では、職場において行われる「① 優越的な関係を背景とした言動」であって、「② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」により、「③ 労働者の就業環境が害される」という、3つの要素をすべて満たしているものを「パワー・ハラスメント」と定義している。一般的に「パワハラ」と略される。

#### ファミリー・サポート・センター

子育て支援事業のひとつで、保護者の就労や疾病に伴う子どもの世話、保育施設等の送迎など、 既存の保育サービスでは応じきれない保育ニーズを支援する事業。「援助を受けたい人(依頼会員)」 と、「援助を行いたい人(提供会員)」が会員登録し、子育てに関する相互援助活動を行う。

#### ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とを両立させることができる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のこと。

愛知県では「愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度」を創設している。

#### フレイル

加齢とともに運動機能や認知機能等が低下し、心身の衰えた状態ではあるが、一方で適切な介入・ 支援により、生活機能の維持向上が可能な状態のこと。健康な状態と日常生活でサポートが必要な 介護状態の中間を意味する。

#### ポジティブ・アクション

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。「積極的格差是正措置」とも言われる。

# ま行

# マタニティ・ハラスメント

女性が職場において妊娠・出産・育児休業を機に嫌がらせを受けたり、雇用において不利益な扱い(解雇や雇い止め)をされたりする、精神的・肉体的なハラスメントのこと。一般的に「マタハラ」と略される。

### 無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)

自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのこと。誰かと話す時や接する時に、これまでに経験したことや、見聞きしたことに照らし合わせ、あらゆるものを「自分なりに解釈する」という脳の機能によって引き起こされる。

誰もが何らかのアンコンシャス・バイアスを持っており、それ自体が直ちに関係性に悪影響を与えるわけではないが、そのような無意識の関連づけが相手に影響を与え、ネガティブに作用することが問題となる。

#### メディア・リテラシー

テレビや新聞記事などメディアからのメッセージを、そのまま鵜呑みにするのではなく、主体的・ 批判的に読み解き、メディアを活用し、メディアを通じてコミュニケーションをする複合的な能力 のこと。

#### や行

#### ヤングケアラー

法令上の定義はないが、一般に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされている。

# ら行

## ライフステージ

人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等) によって区分される生活環境の段階のこと。

### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「Sexual and Reproductive Health and Rights 」

「生殖に関する健康と権利」と訳され、「SRHR」や「RH」と略される。

世界保健機関(WHO)によると、「生殖に関する権利は、すべてのカップルと個人が、出産する子どもの人数、間隔、時期を、自由に責任を持って決断することができる権利、そしてそのための情報と手段を持つ権利、およびできうるだけ最高水準の性と生殖の健康を手に入れる権利を認めることにかかわっている。それらにはまたすべての人が差別と強制と暴力をうけることなく生殖に関する決定をする権利も含まれる。」と定義されている。

# わ行

### ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

# アルファベット、数字等

#### ICT(アイシーティー)

: Information and Communication Technology

情報通信技術。パソコンだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。

# LGBT (エルジービーティー) : Lesbian, Gay, Bisexual and Transgender

「Lesbian:レズビアン(女性の同性愛者)」、「Gay:ゲイ(男性の同性愛者)」、「Bisexual:バイセクシュアル(両性愛者)」、「Transgender:トランスジェンダー(身体の性に違和感を持つ人)」の頭文字をとった略語。ここに「Questioning:クエスチョニング(自分自身セクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人)」を含めて「LGBTQ」と呼ばれることもあるなど、様々な呼び方がある。

#### PTSD (ピーティーエスディー): Post Traumatic Stress Disorder

心的外傷後ストレス障害。実際にまたは危うく死ぬ、深刻な怪我を負う、性的暴力など、精神的衝撃を受けるトラウマ(心的外傷)体験に晒されたことで生じる精神疾患のこと。

### DV(ディーブイ)

: Domestic Violence

ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略。明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」、「家庭内での暴力や攻撃的行動(家庭内暴力)」という意味で使用されることが多い。こうした暴力による被害を受けるのは、多くの場合女性である。

# SDGs (エスディージーズ) : Sustainable Development Goals

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

### SOGI (ソジ)

: Sexcial Orientation and Gender Identity

すべての人が持っている性のあり方として、性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとって「SOGI」という言葉が使われることがある。

# 第2次あま市男女共同参画プラン

発行 令和4(2022)年3月

編集 あま市企画財政部人権推進課

**〒**490-1292

愛知県あま市木田戌亥 18番地1

TEL 052-444-1001 (代表)

FAX 052-441-8330

URL https://www.city.ama.aichi.jp/

